

第2編

犯罪者の処遇



事業主による受刑者の採用面接の様子

【写真提供：法務省矯正局】



保護観察対象者による社会貢献活動の様子

【写真提供：法務省保護局】

第1章 概要

第2章 検察

第3章 裁判

第4章 成人矯正

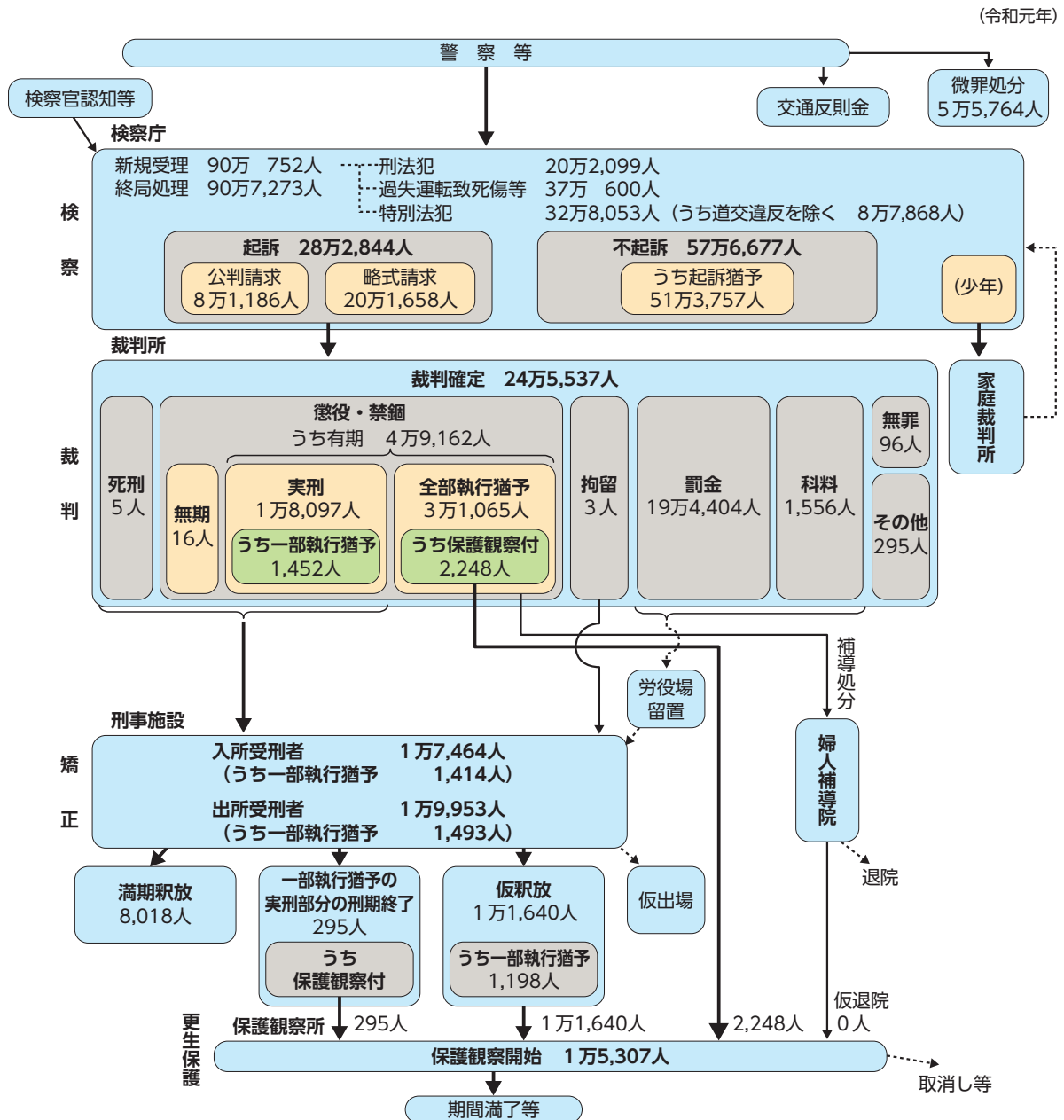
第5章 更生保護

第6章 刑事司法における国際協力

第1章 概要

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和元年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、**2-1-1図**のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、**3-2-1-1図**参照）。

2-1-1図 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、更生保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

1 新規立法の動向

(1) 刑事訴訟法等の改正

平成28年5月、取調べの録音・録画制度の導入、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、通信傍受の対象犯罪の拡大及び手続の合理化・効率化、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、犯罪被害者等及び証人を保護するための措置の導入等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）が成立した。同法のうち、取調べの録音・録画制度の導入及び通信傍受の手続の合理化・効率化に関する規定が令和元年6月に施行され、同法が全面施行された。

(2) 少年年齢・犯罪者処遇の見直しに向けた検討

法制審議会では、法務大臣からの諮問（平成29年2月）を受け、少年法（昭和23年法律第168号）における「少年」の年齢を18歳未満とすることや非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について、検討が進められていたところ、令和2年9月、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、同諮問に対する答申案の取りまとめが行われた。

(3) 公判期日への出頭及び刑の執行確保のための刑事法整備に関する検討

法制審議会では、法務大臣からの諮問（令和2年2月）を受け、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備の在り方等について、検討が進められている。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「**法テラス**」。以下「法テラス」という。）では、被疑者・被告人に国選弁護人を、少年に国選付添人を選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知する業務等を行っている。令和元年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求の受理件数は、被疑者に関するものが8万145件（前年度比1,365件増）、被告人に関するものが5万3,010件（同852件減）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は3,325件（同164件減）であった（法テラスの資料による）。

第2章 検察

第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となったものや交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、全て検察官に送致される。なお、令和元年に微罪処分により処理された人員は、5万5,764人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は5万5,754人であり、全検挙人員に占める比率は28.9%）であった（警察庁の統計による。）。

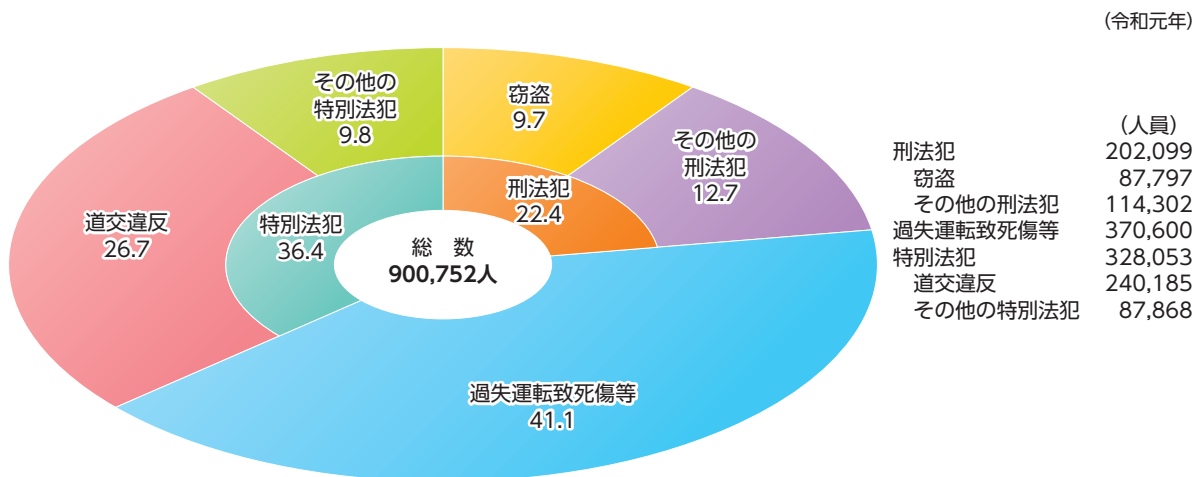
検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

第2節 被疑事件の受理

令和元年における検察庁新規受理人員の総数は、90万752人であり、前年より8万4,067人（8.5%）減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から減少し続けており、令和元年は20万2,099人（前年比3.8%減）であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続けており、令和元年は37万600人（同11.6%減）であった。特別法犯は、平成12年から減少し続けており、令和元年は32万8,053人（同7.7%減）であった（CD-ROM資料2-1参照）。

令和元年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、**2-2-2-1図**のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和元年における検察庁新規受理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、5,381人であった（検察統計年報による。）。

第3節 被疑者の逮捕と勾留

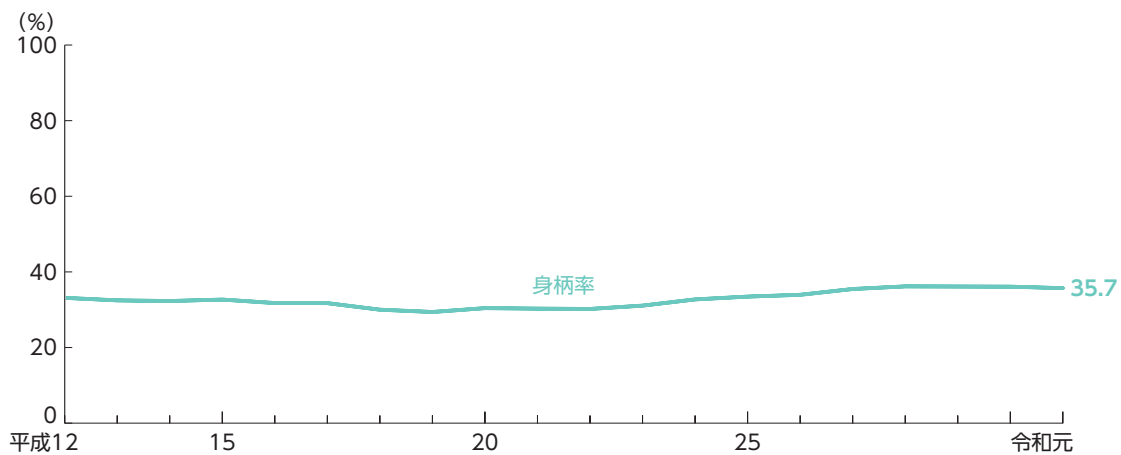
検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1図**のとおりである。

勾留請求率は、平成12年以降、90%台前半で推移している。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇している。

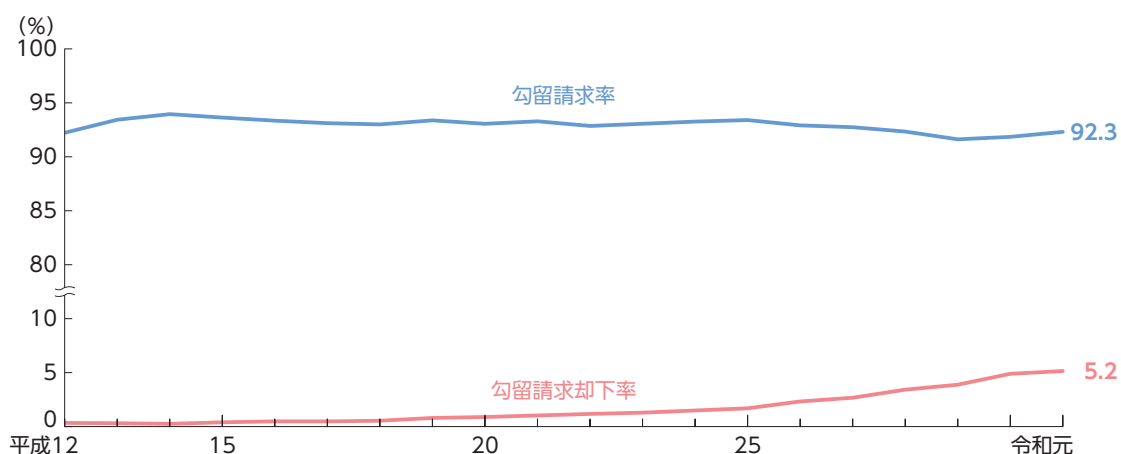
2-2-3-1図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成12年～令和元年）

① 身柄率



② 勾留請求率・勾留請求却下率



注 1 検察統計年報による。

2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。

3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。

4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

5 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和元年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

(令和元年)

罪 名	総 数 (A)	逮 捕 関 係				勾 留 関 係			
		逮捕され ない者	警察等で 逮捕後 釈放	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検 察 庁 で 逮 捕	認 容	却 下	勾 留 請 求 率	
				(B)	(C)	$\frac{B+C}{A}$ (%)	(D)	(E)	$\frac{D+E}{B+C}$ (%)
総 数	289,399	177,997	8,138	103,059	205	35.7	90,359	4,919	92.3
刑 法 犯	202,641	121,844	6,858	73,827	112	36.5	64,487	3,499	91.9
放 火	719	293	7	419	-	58.3	411	6	99.5
強制わいせつ	4,166	1,819	32	2,313	2	55.6	2,082	181	97.8
強 制 性 交 等	1,422	580	1	841	-	59.1	825	5	98.7
殺 人	1,061	589	7	465	-	43.8	463	2	100.0
傷 害	21,436	9,393	1,167	10,867	9	50.7	9,156	606	89.8
暴 行	16,182	8,885	1,508	5,787	2	35.8	3,976	608	79.2
窃 盗	87,681	58,849	2,193	26,609	30	30.4	23,881	902	93.0
強 盗	1,435	466	1	967	1	67.5	963	2	99.7
詐 欺	14,787	6,098	129	8,536	24	57.9	8,389	79	98.9
恐 喝	2,156	488	19	1,648	1	76.5	1,608	13	98.3
そ の 他	51,596	34,384	1,794	15,375	43	29.9	12,733	1,095	89.7
特 別 法 犯	86,758	56,153	1,280	29,232	93	33.8	25,872	1,420	93.1
銃 刀 法	5,821	4,414	263	1,144	-	19.7	889	61	83.0
大 麻 取 締 法	6,237	2,288	44	3,905	-	62.6	3,737	112	98.6
覚 醒 剤 取 締 法	13,258	3,833	39	9,383	3	70.8	9,314	55	99.8
入 管 法	6,611	1,824	23	4,763	1	72.1	4,731	13	99.6
地方公共団体条例	11,525	6,489	572	4,461	3	38.7	2,093	930	67.7
そ の 他	43,306	37,305	339	5,576	86	13.1	5,108	249	94.6

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 被疑事件の処理

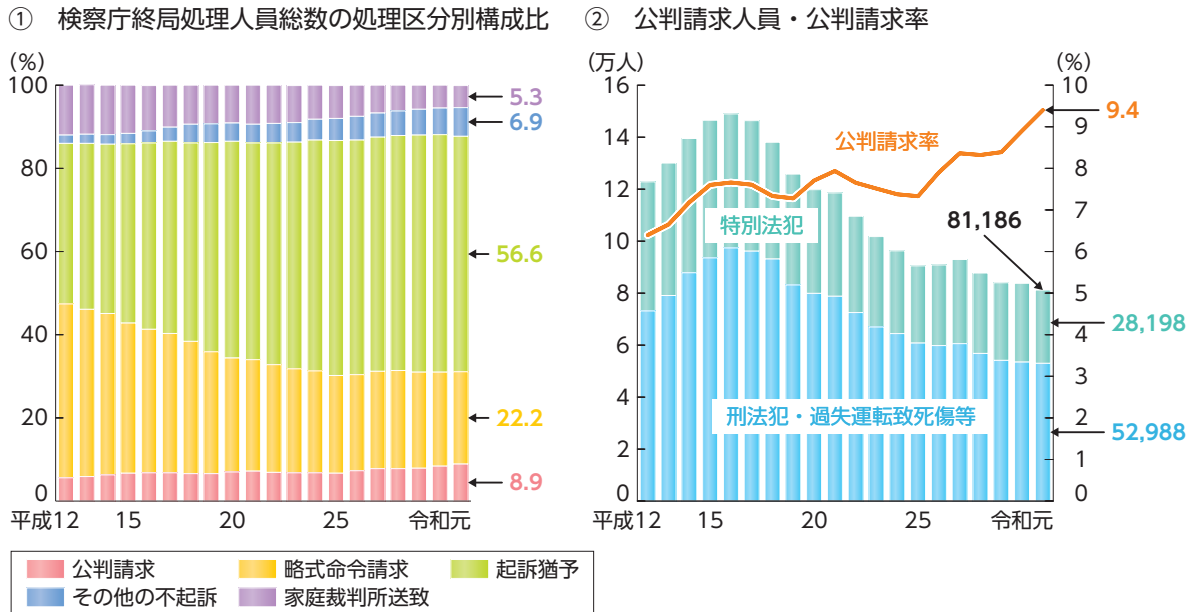
検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪にならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・公判請求率の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである（薬物犯罪の処理区分別構成比の推移については、**7-4-1-17図**参照）。令和元年における検察庁終局処理人員総数は、90万7,273人（前年比8万8,872人（8.9%）減）であり、その内訳は、公判請求8万1,186人、略式命令請求20万1,658人、起訴猶予51万3,757人、その他の不起訴6万2,920

人、家庭裁判所送致4万7,752人であった。公判請求人員は、平成17年から減少傾向にあり、令和元年は前年より2,582人（3.1%）減少した（CD-ROM参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM資料2-3参照）。

2-2-4-1図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

(平成12年～令和元年)

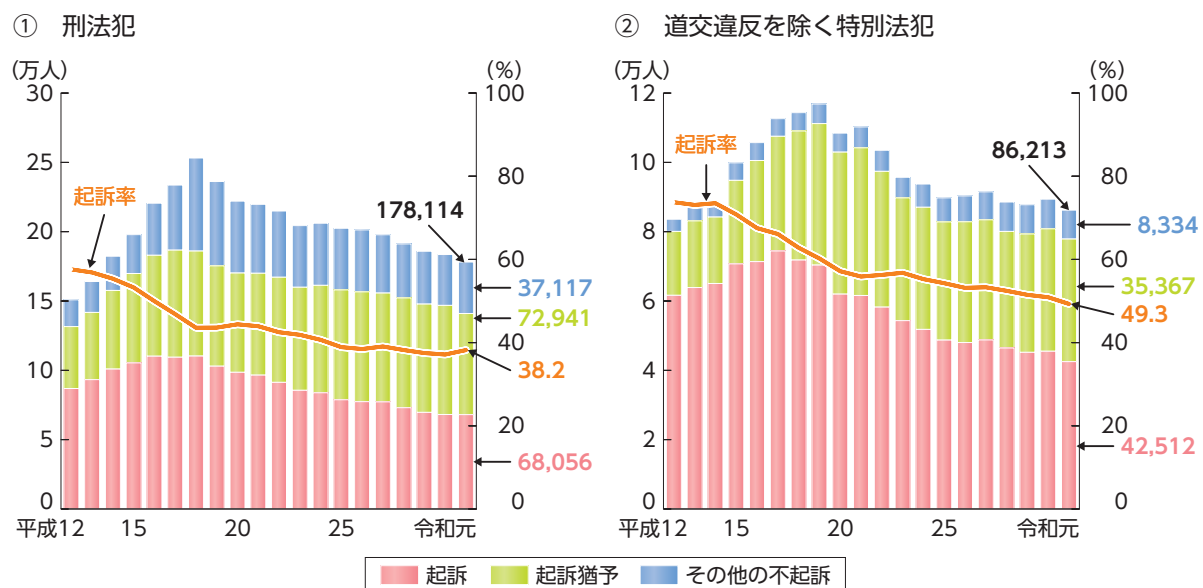


注 検察統計年報による。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである（薬物犯罪の起訴・不起訴人員等の推移については、7-4-1-18図参照）。なお、令和元年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は32.9%であった（CD-ROM資料2-2参照）。

2-2-4-2図 起訴・不起訴人員等の推移

(平成12年～令和元年)



注 検察統計年報による。

令和元年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成22年と比較して2.3pt上昇したのに対し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の比率は、2.0pt低下した（CD-ROM 参照）。

2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）

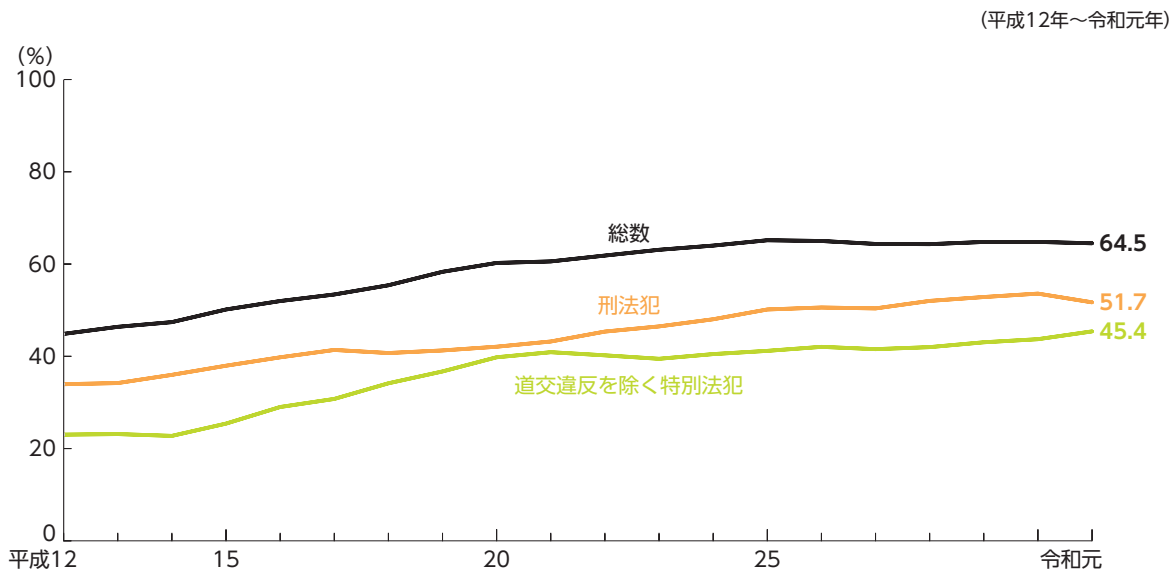
(令和元年)					
総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
153,759	108,308	31,869	6,231	427	6,924
(100.0)	(70.4)	(20.7)	(4.1)	(0.3)	(4.5)

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
 6 () 内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図** CD-ROM，罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-7-2-1図**，薬物犯罪の起訴猶予率の推移については**7-4-1-18図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所が連携して行う「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」については、第2編第5章第4節参照。

2-2-4-4図 起訴猶予率の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、刑法犯，過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。

第1節 概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の懲役を科することができる。3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑、無期懲役・禁錮又は短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、**2-3-2-1表**のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から毎年減少し、令和元年は、24万5,537人（前年比11.0%減）となっており、最近10年間でおおむね半減している（CD-ROM参照）。その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（**4-1-3-2図** CD-ROM参照）。元年の無罪確定者は、96人であり、裁判確定人員総数の0.039%であった。

また、令和元年に一部執行猶予付判決が確定した人員は1,452人（前年比7.3%減）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成22年～令和元年）

年次	総数	有罪							無罪					
		死刑	無期懲役	有期懲役			有期禁錮		罰金	拘留	科料			
				一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	全部執行猶予	全部執行猶予率						
22年	473,226	9	49	64,865	...	37,242	57.4	3,351	3,203	95.6	401,382	6	3,067	86
23	432,051	22	46	59,852	...	33,845	56.5	3,229	3,111	96.3	365,474	8	2,964	77
24	408,936	10	38	58,215	...	32,855	56.4	3,227	3,122	96.7	344,121	5	2,868	82
25	365,291	8	38	52,725	...	29,463	55.9	3,174	3,058	96.3	306,316	4	2,559	122
26	337,794	7	28	52,557	...	30,155	57.4	3,124	3,051	97.7	279,221	4	2,417	116
27	333,755	2	27	53,710	...	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556	96

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。
 3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和元年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

2-3-3-1表 通常第一審における終局処理人員（罪名別，裁判内容別）

（令和元年）

罪 名	総 数	有 罪								罰金等
		死 刑	懲 役・禁 錮							
			無 期	有 期	一部執行 猶 予	保 護 観 察 付	全部執行 猶 予	保 護 観 察 付		
総 数	52,045 (113)	2	18	49,117	1,363	1,360	30,976	2,194	2,538	
地 方 裁 判 所	47,704 (104)	2	18	45,714	1,362	1,359	28,689	1,928	1,711	
刑 法	23,777	2	18	22,637	62	59	12,063	1,342	967	
公務執行妨害	311	—	—	254	—	—	164	10	54	
放火	213	—	—	203	—	—	106	42	—	
偽造	561	—	—	557	—	—	447	2	1	
わいせつ	1,460	—	—	1,430	15	15	832	188	13	
殺傷	268	2	5	254	—	—	51	9	—	
過失傷害	2,920	—	—	2,567	7	6	1,652	213	331	
盗傷	64	—	—	48	—	—	44	1	8	
強盗	11,005	—	—	10,596	35	34	5,076	561	364	
強盗	489	—	13	474	—	—	108	48	—	
詐欺	3,562	—	—	3,543	2	2	1,847	115	—	
横領	329	—	—	329	1	—	214	13	—	
毀棄・隠	479	—	—	446	—	—	266	16	32	
暴力行為等処罰	494	—	—	417	—	—	265	37	72	
その他	289	—	—	254	1	1	114	15	34	
その他	1,333	—	—	1,265	1	1	877	72	58	
特 別 法	23,927	—	—	23,077	1,300	1,300	16,626	586	744	
公職選挙法	26	—	—	21	—	—	21	—	5	
銃刀法	133	—	—	98	—	—	30	4	33	
児童福祉法	68	—	—	66	—	—	49	3	—	
大覚醒剤取締法	1,780	—	—	1,778	37	37	1,528	65	—	
大麻取締法	6,847	—	—	6,824	1,230	1,230	2,528	244	—	
麻薬取締法	342	—	—	342	14	14	269	4	—	
麻薬取締例	73	—	—	72	—	—	32	—	—	
麻薬等法	344	—	—	242	—	—	225	2	100	
道交法	70	—	—	67	—	—	57	—	3	
自動車運転死傷処罰法	5,809	—	—	5,583	4	4	4,672	117	196	
入管法	4,815	—	—	4,709	3	3	4,452	58	82	
廃棄物処理法	1,754	—	—	1,649	—	—	1,642	1	103	
組織的犯罪処罰法	148	—	—	110	—	—	96	1	34	
その他	69	—	—	66	—	—	44	1	1	
その他	1,649	—	—	1,450	12	12	981	86	187	
簡 易 裁 判 所	4,341 (9)	…	…	3,403	1	1	2,287	266	827	
刑 法	3,995	…	…	3,403	1	1	2,287	266	543	
住居侵入	92	…	…	73	—	—	43	6	18	
過失傷害	157	…	…	—	—	—	—	—	138	
盗傷	6	…	…	—	—	—	—	—	4	
強盗	3,587	…	…	3,284	1	1	2,223	256	285	
品譲受け	73	…	…	46	—	—	21	4	26	
その他	80	…	…	—	—	—	—	—	72	
特 別 法	346	…	…	—	—	—	—	—	284	
公職選挙法	3	…	…	—	—	—	—	—	1	
銃刀法	15	…	…	—	—	—	—	—	15	
道交法	85	…	…	—	—	—	—	—	66	
自動車運転死傷処罰法	81	…	…	—	—	—	—	—	60	
その他	162	…	…	—	—	—	—	—	142	

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。
 3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。
 4 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 5 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 6 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 8 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。
 9 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、酒税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。
 10 () 内は、無罪人員で、内数である。

有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数における全部執行猶予率は63.1%であった。令和元年の一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は1,363人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が1,230人（90.2%）と最も多く、次いで、大麻取締法違反37人（2.7%）、窃盗36人（2.6%）の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別，裁判内容別）については、3-3-2-2表参照。

2 科刑状況

(1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-2表**のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人（自殺関与・同意殺人・予備を含まない。）又は強盗致死（強盗殺人を含む。以下この章において同じ。）に限られている（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

（平成22年～令和元年）

① 死刑

年次	総数	殺人	強盗致死
22年	4	3	1
23	10	3	7
24	3	2	1
25	5	2	3
26	2	—	2
27	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	—
30	4	2	2
元	2	2	—

② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盗致死傷及び強盗・強制性交等	その他
22年	46	14	30	2
23	30	9	18	3
24	39	20	19	—
25	24	6	17	1
26	23	2	19	2
27	18	7	10	1
28	25	9	16	—
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	—

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
 3 「強盗致死（傷）」は、強盗殺人を含む。
 4 「強盗・強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦をいい、29年以降は強盗・強制性交等及び同改正前の強盗強姦をいう。

(2) 有期懲役・禁錮

令和元年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、**2-3-3-3表**のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM 資料**2-4**参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反については**4-1-3-4表**、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM 資料**7-2**、財政経済犯罪についてはCD-ROM 資料**4-3**、外国人である被告人に通訳・翻訳人の付いた事件についてはCD-ROM 資料**4-7**をそれぞれ参照。

2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

(令和元年)

① 3年を超える科刑状況

罪 名	総 数	25年を超え	20年を超え	15年を超え	10年を超え	7年を超え	5年を超え	3年を超え
		30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下
地方裁判所	3,150	8	12	45	120	315	543	2,107
殺 人	188	5	8	32	47	40	29	27
傷 害	142	—	—	—	4	19	37	82
窃 盗	694	—	—	—	1	12	51	630
強 盗	311	3	—	4	26	70	74	134
詐 欺	536	—	—	—	—	22	98	416
恐 喝	16	—	—	—	—	—	—	16
強制性交等・ 強制わいせつ	337	—	—	4	18	39	113	163
銃 刀 法	36	—	—	1	3	5	9	18
薬 物 犯 罪	671	—	3	3	13	85	86	481
自動車運転 死傷処罰法	36	—	—	—	—	4	8	24

② 3年以下の科刑状況

罪 名	総 数	2年以上3年以下			1年以上2年未満			6月以上1年未満			6月未満		
		実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予
地方裁判所	42,564	5,392	635	7,278	5,468	685	13,844	2,554	38	6,611	461	4	956
殺 人	66	13	—	49	2	—	2	—	—	—	—	—	—
傷 害	2,425	171	3	484	313	—	909	252	4	248	37	—	11
窃 盗	9,902	1,833	11	1,627	2,078	18	2,964	903	6	484	12	—	1
強 盗	163	55	—	107	—	—	1	—	—	—	—	—	—
詐 欺	3,007	702	1	1,099	386	1	713	70	—	35	2	—	—
恐 喝	313	52	1	110	43	—	103	3	—	1	1	—	—
強制性交等・ 強制わいせつ	913	122	8	442	71	6	272	3	—	3	—	—	—
銃 刀 法	62	7	—	7	7	—	8	16	—	13	2	—	2
薬 物 犯 罪	8,346	2,061	606	959	1,767	653	2,280	130	20	1,112	30	2	7
自動車運転 死傷処罰法	4,673	78	2	719	79	1	2,721	61	—	997	3	—	15
簡易裁判所	3,403	78	—	277	709	1	1,661	325	—	346	4	—	3
窃 盗	3,284	76	—	277	698	1	1,638	284	—	307	3	—	1

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

(3) 罰金・科料

令和元年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和元年)

① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,534	167	246	825	772	418	82	20	4
公務執行妨害	65	—	6	37	19	3	—	—	…
傷 害	469	—	28	108	174	147	10	2	—
過 失 傷 害	12	—	6	1	3	2	—	—	—
窃 盗	649	2	20	233	359	35	—	—	…
公職選挙法	6	—	2	1	2	1	—	—	—
風営適正化法	17	4	8	5	—	—	—	—	…
銃 刀 法	48	1	—	5	20	21	1	—	…
道 交 違 反	262	2	43	119	12	10	61	15	—
自動車運転死傷処罰法	142	2	53	46	24	17	—	—	…
そ の 他	864	156	80	270	159	182	10	3	4

② 略式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	199,759	340	15,507	50,131	20,266	22,867	69,885	19,319	1,444
過失運転致死傷等	40,279	95	7,157	14,980	8,198	9,842	6	1	…
道 交 違 反	119,922	11	4,559	21,281	2,584	2,702	69,216	19,236	333
公務執行妨害	593	—	36	391	137	29	—	—	…
窃 盗	5,651	—	470	2,210	2,634	335	2	—	…
そ の 他	33,314	234	3,285	11,269	6,713	9,959	661	82	1,111

注 1 司法統計年報による。

2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。

3 ①は、略式手続から移行したものを含む。

4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。

5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあるため、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和元年において、同決定がなされた終局人員は9人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しい長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和元年は、覚醒剤取締法違反の新規受理人員が前年から162.5%増加して252人となり、罪名別で最も多い殺人（255人）と同程度の水準となった。

2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

（平成27年～令和元年）

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・強制的性交等	傷害致死	強制的性交等致死傷	強制わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
27年	1,333	303	35	290	34	107	112	111	28	162	28	15	58	11	39
28	1,077	255	22	224	20	103	76	115	28	124	13	10	67	3	17
29	1,122	278	19	253	21	96	69	90	18	105	24	16	102	2	29
30	1,090	250	23	281	24	82	49	104	7	115	23	16	96	1	19
元	1,133	255	21	222	18	71	55	77	16	100	25	7	252	1	13
終局処理人員															
27年	1,206	294	19	239	18	118	96	98	26	113	11	4	106	31	33
28	1,126	298	33	207	24	103	74	96	28	137	12	10	31	36	37
29	993	230	21	195	17	108	57	81	25	91	18	9	68	22	51
30	1,038	247	17	203	19	109	63	85	13	100	9	10	98	30	35
元	1,021	242	25	209	23	80	46	71	8	101	18	14	116	32	36

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 6 「強盗・強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦をいい、29年以降は強盗・強制的性交等及び同改正前の強盗強姦をいう。
 7 「強制的性交等致死傷」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷をいい、29年以降は強制的性交等致死傷及び同改正前の強姦致死傷をいう。
 8 「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 9 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 10 「その他」は、保護責任者遺棄致死、身の代金拐取及び拐取者身の代金取得等並びに組織的犯罪処罰法及び麻薬取締法の各違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和元年に第一審で判決を受けた裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は10.3月であり、6月以内のものが25.6%を占めた。また、開廷回数の平均は4.8回であり、3回以下が27.9%、5回以下が76.9%を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和元年において、第一審の判決（少年法55条による家裁移送決定を含む。）に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

(令和元年)

罪 名	総数	無罪	有 罪														免訴	家裁へ移送
			死刑	懲 役									禁錮	罰金				
				無期	20年を超える	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下							
											実 刑	一部執行猶予			全 部執行猶予	保 護 観 察 付		
総 数	1,001	13	2	18	19	41	103	221	192	158	47	3	185	89	-	1	-	1
殺 人	237	2	2	5	13	31	46	39	28	26	10	-	35	8	-	-	-	-
強盗致傷	206	1	-	-	-	1	10	54	48	49	8	-	35	25	-	-	-	-
覚 醒 剤 取 締 法	116	6	-	-	3	3	9	61	30	2	1	-	1	-	-	-	-	-
現住建造物等放火	98	2	-	-	-	-	2	8	12	23	10	-	41	23	-	-	-	-
傷害致死	79	-	-	-	-	-	3	17	29	17	3	-	10	1	-	-	-	-
強制わいせつ致死傷	70	-	-	-	-	-	-	2	2	18	9	2	39	25	-	-	-	-
強制性交等致死傷	44	1	-	-	-	2	8	12	10	5	4	1	1	1	-	-	-	1
麻薬特例法	32	-	-	-	-	-	4	10	14	4	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	25	-	-	13	3	2	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗・強制性交等	22	-	-	-	-	-	11	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃 刀 法	14	-	-	-	-	1	2	2	6	2	-	-	1	-	-	-	-	-
通貨偽造	14	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	11	3	-	-	-	-
危険運転致死	8	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	5	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-
そ の 他	31	-	-	-	-	1	2	3	7	6	2	-	9	2	-	1	-	-

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
 6 「一部執行猶予」は、全て保護観察に付されている。
 7 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 8 「強制性交等致死傷」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷を含む。
 9 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦を含む。
 10 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 11 「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 12 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和元年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、**2-3-3-7表**のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は90人（前年比225人減）、簡易裁判所においては11人（同21人減）であった（薬物犯罪で即決裁判手続に付された事件の人員の推移については、**7-4-1-23図**参照）。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

		(令和元年)								
区分	総数	公務執行妨害	住居侵入	窃盗	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬取締法	道路交通法	入管法	その他
地方裁判所	90 (48,751)	— (315)	— (472)	6 (11,370)	38 (1,789)	29 (6,936)	2 (346)	1 (5,855)	8 (1,767)	6 (19,901)
簡易裁判所	11 (4,511)	— (16)	— (97)	11 (3,672)	— (—)	— (—)	— (—)	— (94)	— (5)	— (627)

注 1 司法統計年報による。

2 即決裁判手続により審理する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。

3 () 内は、通常第一審の終局処理人員（移送等を含む。）である。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和元年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は1,243人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は204人であった（司法統計年報による。）。

令和元年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は11.2月であり、平均開廷回数は5.1回であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和元年に第一審で判決を受けた裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は8.5月であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は5.0回で、6回以上の割合は29.0%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

6 勾留と保釈

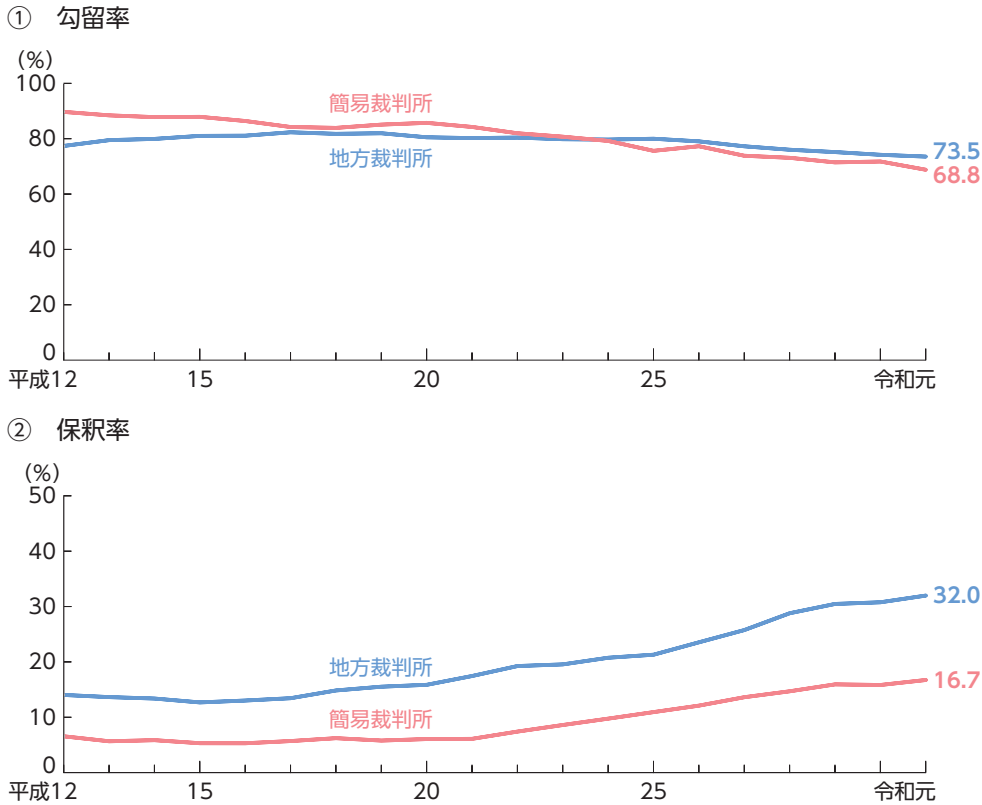
2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成13年から26年までは、17年（82.3%）をピークに80%前後で推移していたが、26年以降低下し続け、令和元年は73.5%（前年比0.7pt低下）であった。簡易裁判所では、平成21年までは83～89%台で推移していたが、同年以降は低下傾向を示し、24年以降は地方裁判所の勾留率を毎年下回っており、令和元年は68.8%（同3.0pt低下）であった。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から毎年上昇し続けており、令和元年は32.0%（前年

比1.2pt 上昇), 簡易裁判所においても平成16年 (5.3%) を境に上昇傾向にあり, 令和元年は16.7% (同0.9pt 上昇) であった。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移 (裁判所別)

(平成12年~令和元年)



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「勾留率」は、移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率をいう。
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和元年の通常第一審における被告人の勾留状況を終局処理人員で見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

(令和元年)

区分	終局処理総人員 (A)	勾留総人員 (B)	勾留期間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
			1月以内	3月以内	3月を超える			
地方裁判所	48,751	35,850 (100.0)	8,668 (24.2)	18,550 (51.7)	8,632 (24.1)	11,465	73.5	32.0
簡易裁判所	4,511	3,103 (100.0)	506 (16.3)	2,357 (76.0)	240 (7.7)	519	68.8	16.7

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第4節 上訴審

令和元年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については12.3%、簡易裁判所の裁判については6.0%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側のみ控訴申立てによるものが5,736人（98.4%）、検察官のみ控訴申立てによるものが72人（1.2%）、双方からの控訴申立てによるものが19人（0.3%）、破棄差戻し・移送等によるものが1人（0.02%）であった（司法統計年報による。）。

令和元年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。

破棄人員530人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが358人と最も多く、次いで、量刑不当（70人）、事実誤認（66人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は22人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した26人のうち10人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和元年の終局処理人員は380人であり、そのうち控訴棄却が302人と最も多く、控訴取下げが35人、公訴棄却が1人であった。破棄人員は42人であり、破棄のうち自判が36人（自判内容は、有罪が29人、一部有罪が2人、無罪が5人）、差戻し・移送が6人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表 控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和元年)

罪 名	総数	破 棄						差戻し・移送	控訴棄却	取下げ	公訴棄却
		自 判									
		計	有罪	一部有罪	無罪	免訴					
総 数	5,828	516	479	15	22	—	14	4,285	984	29	
刑 法 犯	3,606	405	378	12	15	—	11	2,609	562	19	
公務執行妨害	39	—	—	—	—	—	—	33	5	1	
放 火	33	2	2	—	—	—	—	29	2	—	
偽 造	56	7	7	—	—	—	—	41	8	—	
わいせつ等	241	35	33	2	—	—	1	179	23	3	
殺 人	92	10	8	—	2	—	4	69	8	1	
傷 害	455	65	57	2	6	—	3	323	58	6	
過失傷害	18	3	1	—	2	—	—	15	—	—	
窃 盗	1,453	115	113	2	—	—	2	1,042	289	5	
強 盗	168	16	15	1	—	—	—	127	25	—	
詐 欺	714	114	109	4	1	—	1	493	104	2	
恐 喝	52	3	3	—	—	—	—	45	4	—	
横 領	63	12	10	—	2	—	—	45	6	—	
毀棄・隠匿	42	4	3	1	—	—	—	30	8	—	
暴力行為等処罰法	32	2	1	—	1	—	—	23	7	—	
そ の 他	148	17	16	—	1	—	—	115	15	1	
特 別 法 犯	2,222	111	101	3	7	—	3	1,676	422	10	
公職選挙法	5	—	—	—	—	—	—	4	—	1	
銃 刀 法	22	—	—	—	—	—	—	20	2	—	
大麻取締法	64	6	5	—	1	—	—	48	10	—	
覚醒剤取締法	1,236	54	49	2	3	—	2	869	305	6	
麻薬取締法	35	3	3	—	—	—	—	27	5	—	
麻薬特例法	17	3	3	—	—	—	—	12	2	—	
出 資 法	4	1	1	—	—	—	—	3	—	—	
道交違反	412	10	8	1	1	—	—	352	49	1	
自動車運転死傷処罰法	154	15	14	—	1	—	1	122	16	—	
入 管 法	19	1	—	—	1	—	—	16	2	—	
そ の 他	254	18	18	—	—	—	—	203	31	2	

注 1 司法統計年報による。

2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

4 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

6 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。

令和元年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、42.5%であった。同年における最高裁判所の上告事件の終局処理人員は、2,091人（第一審が高等裁判所であるものを含む。）であり、その内訳は、上告棄却が1,742人（83.3%）、上告取下げが338人（16.2%）と続く。破棄については、3人（全員が自判であり、その自判内容は有罪）であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和元年の終局処理人員は171人で、その内訳は、上告棄却が154人、上告取下げが17人であり、破棄及び公訴棄却の者はいなかった（司法統計年報による。）。

第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮及び拘留は、**刑事施設**において執行される。

罰金・料金を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される（労役場留置）。法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

売春防止法（昭和31年法律第118号）5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された成人女性は、**婦人補導院**に収容される。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所及び少年刑務所**は、主として受刑者を収容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を収容する施設である。令和2年4月1日現在、刑事施設は、本所が75庁（刑務所61庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所6庁、拘置所8庁）、支所が107庁（刑務支所8庁、拘置支所99庁）である。刑事施設には、労役場が附置されているほか、監置場が一部の施設を除いて附置されている。

現在、婦人補導院は、東京に1庁置かれている。令和元年には、婦人補導院への入院はなかった（矯正統計年報による。）。

2 刑事施設における処遇

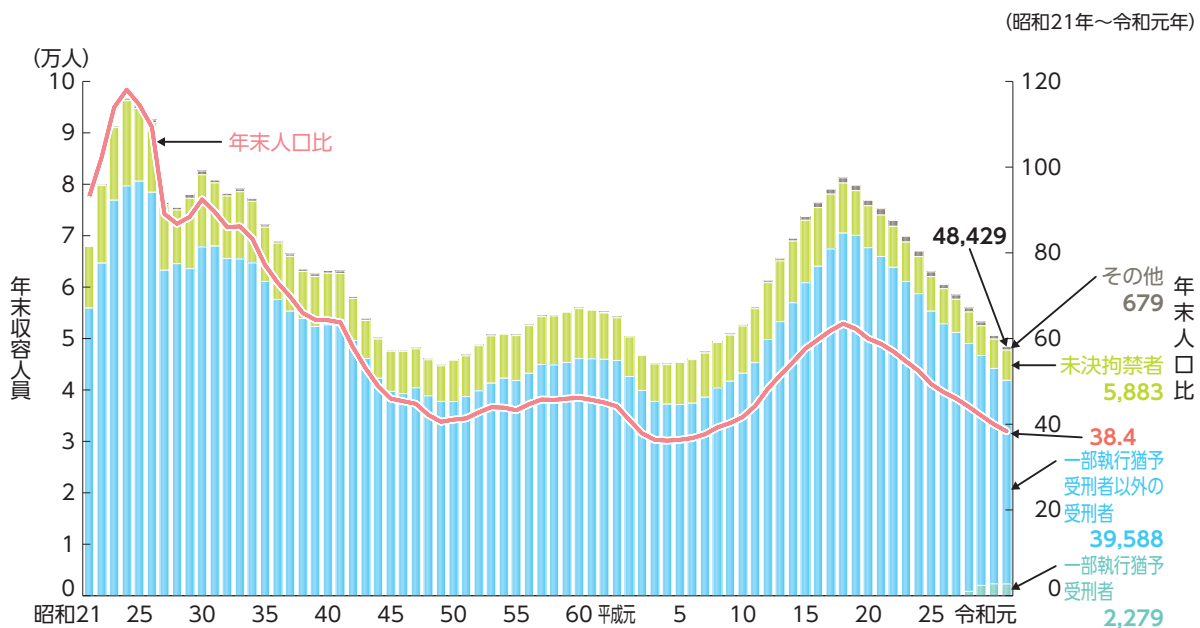
刑事施設に収容されている未決拘禁者、受刑者等の被収容者の処遇は、刑事収容施設法に基づいて行われている。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行われる。受刑者には、矯正処遇として、作業を行わせるほか、改善指導及び教科指導が行われる。

第2節 刑事施設の収容状況

1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、**2-4-2-1図**のとおりである（女性については**4-6-2-3図**、一日平均収容人員の推移についてはCD-ROM資料**2-5**をそれぞれ参照）。年末収容人員は、平成18年に8万1,255人を記録したが、19年以降減少し続け、令和元年末現在は4万8,429人（前年末比4.2%減）であり、このうち、受刑者は4万1,867人（同5.2%減）であった。なお、元年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち、**一部執行猶予受刑者**は、2,279人（同0.7%減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移



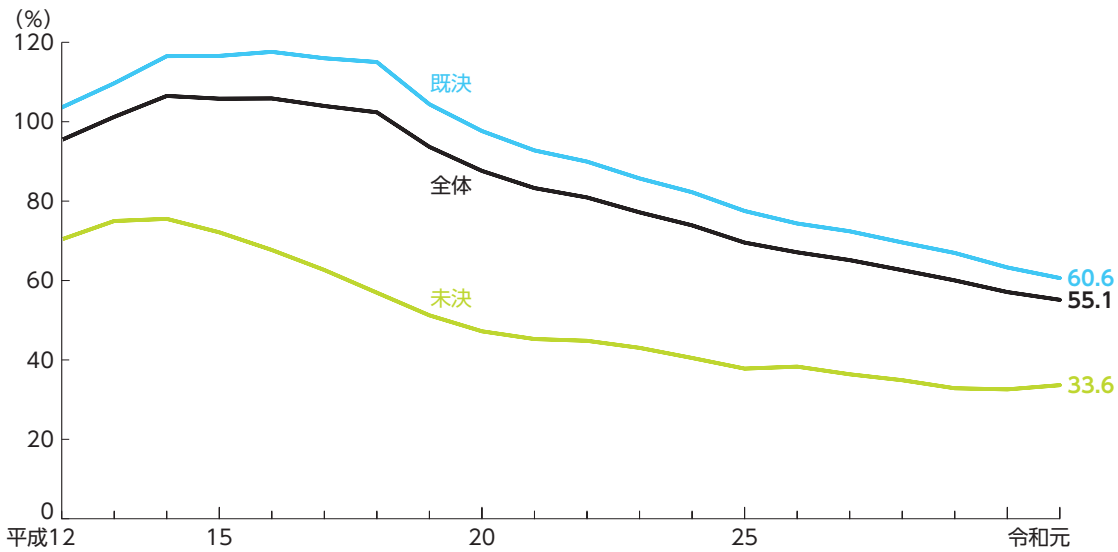
- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

2 刑事施設の収容率

刑事施設の**収容率**の推移（最近20年間）は、**2-4-2-2図**のとおりである（女性については、**4-6-2-3図**参照）。令和元年末現在において、収容定員が8万7,825人（このうち既決の収容定員は7万人、未決の収容定員は1万7,825人）であるところ、収容人員は4万8,429人（前年末比2,149人（4.2%）減）、このうち既決の人員は4万2,433人（同2,322人（5.2%）減）、未決の人員は5,996人（同173人（3.0%）増）であった。収容率は全体で55.1%（同1.9pt低下）であり、既決は60.6%（同2.7pt低下）、未決は33.6%（同1.1pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-2 刑事施設の収容率の推移

(平成12年～令和元年)



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

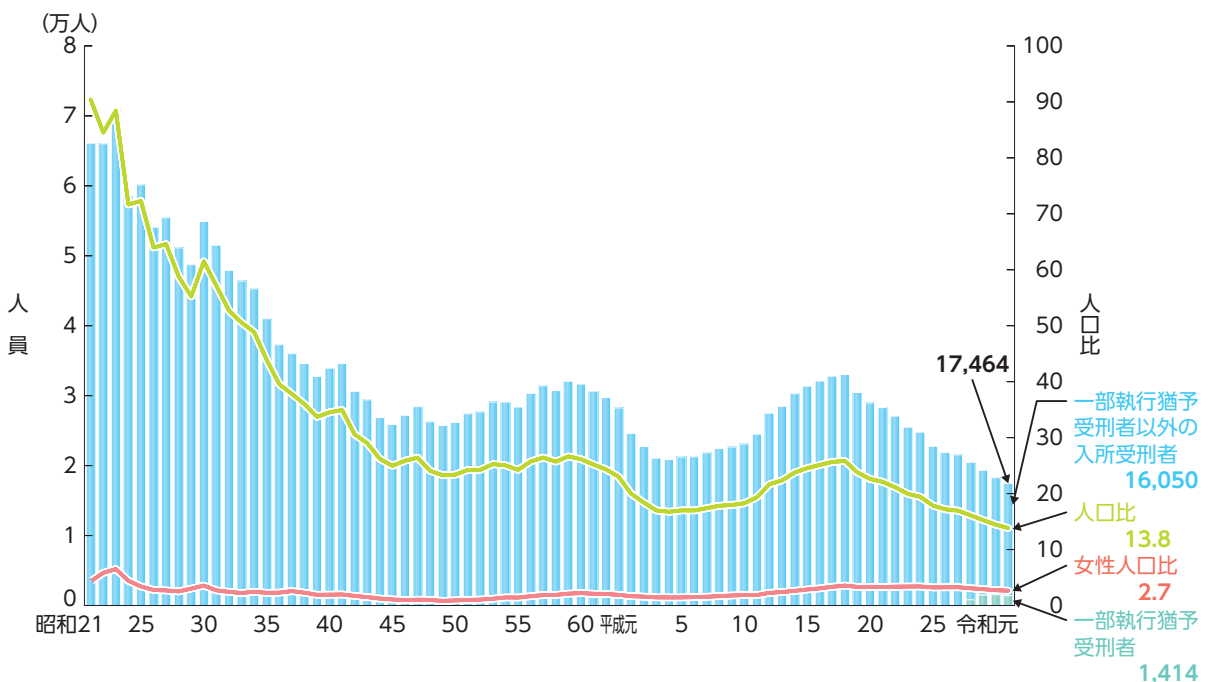
3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移(昭和21年以降)は、2-4-2-3図のとおりである。その人員は平成19年から減少し続け、令和元年は、1万7,464人(前年比4.4%減)と戦後最少を更新した(CD-ROM参照。女性については4-6-2-4図、年齢層別及び高齢者率については4-7-2-2図をそれぞれ参照)。

2-4-2-3 入所受刑者の人員・人口比の推移

(昭和21年～令和元年)



- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和元年における受刑者の入所事由別人員は、**2-4-2-4表**のとおりである。

2-4-2-4表 受刑者の入所事由別人員

(令和元年)

総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
18,577 (100.0)	17,464 (94.0)	409 (2.2)	13 (0.1)	22 (0.1)	4 (0.0)	6 (0.0)	463 (2.5)	—	196 (1.1)

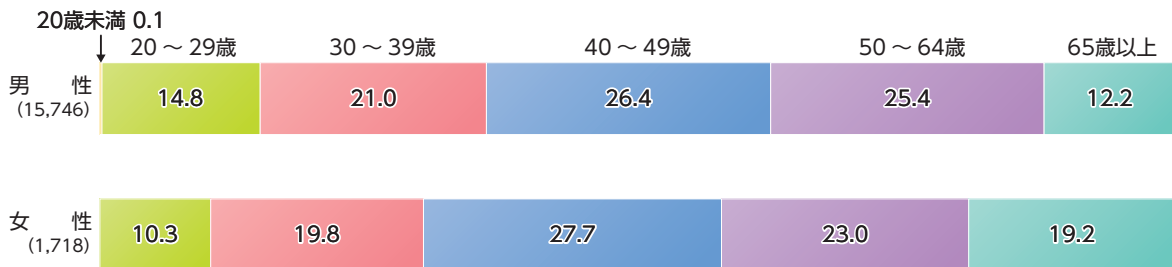
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。），「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
 4 () 内は、構成比である。

(2) 特徴

令和元年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-5図**のとおりである（女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、**4-6-2-5図**参照）。

2-4-2-5図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

(令和元年)

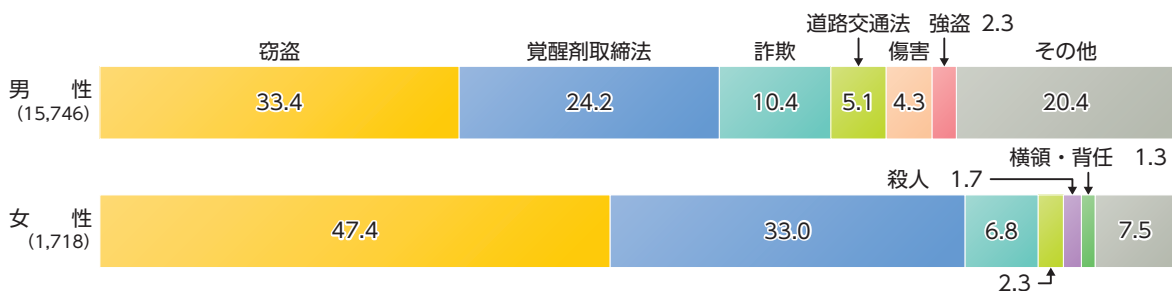


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 () 内は、実人員である。

令和元年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-6図**のとおりである（高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、**4-7-2-3図**参照）。

2-4-2-6図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

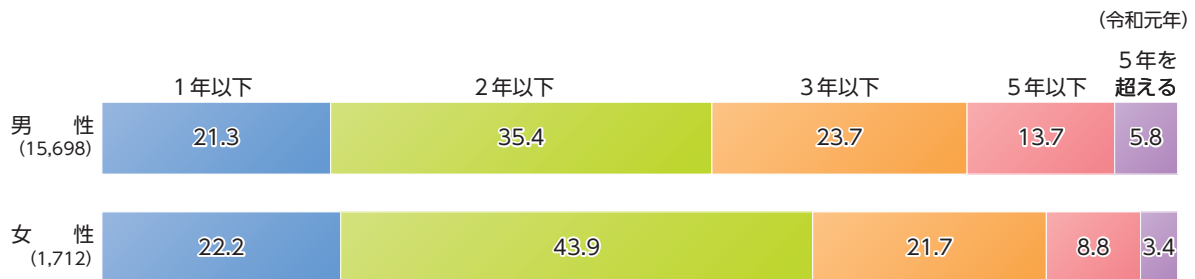
(令和元年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、実人員である。

令和元年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万7,410人（99.7%）、禁錮49人（0.3%）、拘留2人であった（矯正統計年報による。）。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-7図**のとおりである（懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料**2-6**参照）。

2-4-2-7図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。
 5 () 内は、実人員である。

4 出所受刑者

(1) 人員

令和元年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-8表**のとおりである。出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）に占める満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。）の比率は、41.7%（前年比0.1pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-8表 受刑者の出所事由別人員

(令和元年)

総数	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	仮釈放	一部執行猶予		不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への移送	逃走	死亡
					なし	あり							
20,853	8,313 (41.7)	8,018	295	11,640 (58.3)	10,442	1,198	-	-	17	487	193	-	203 [3]

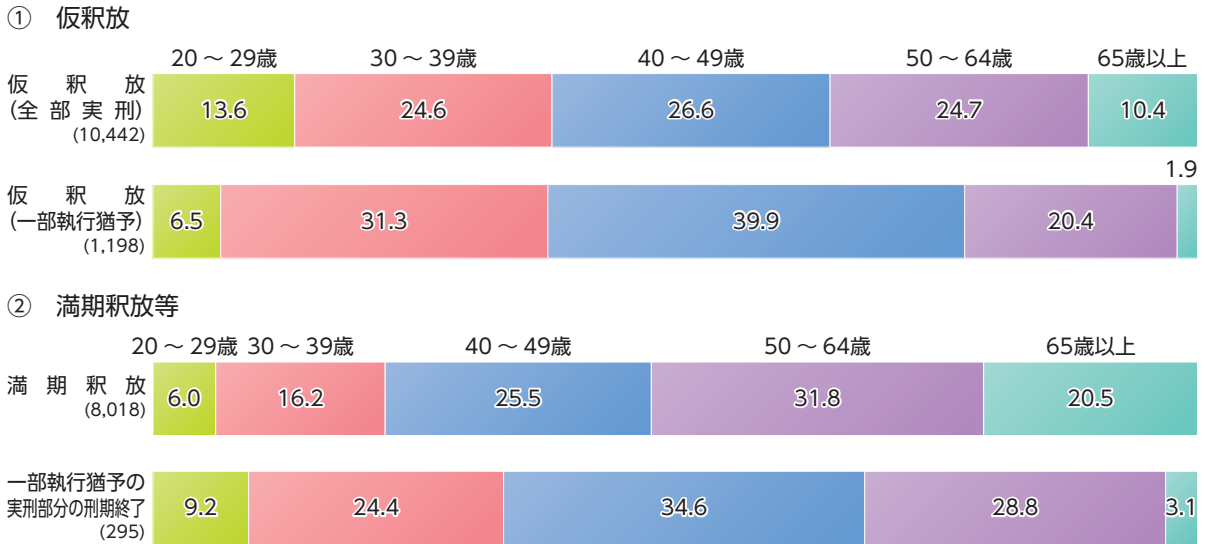
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 () 内は、満期釈放等と仮釈放の合計に対する比率である。
 3 [] 内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

(2) 特徴

令和元年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、**2-4-2-9図**のとおりである。

2-4-2-9図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

（令和元年）

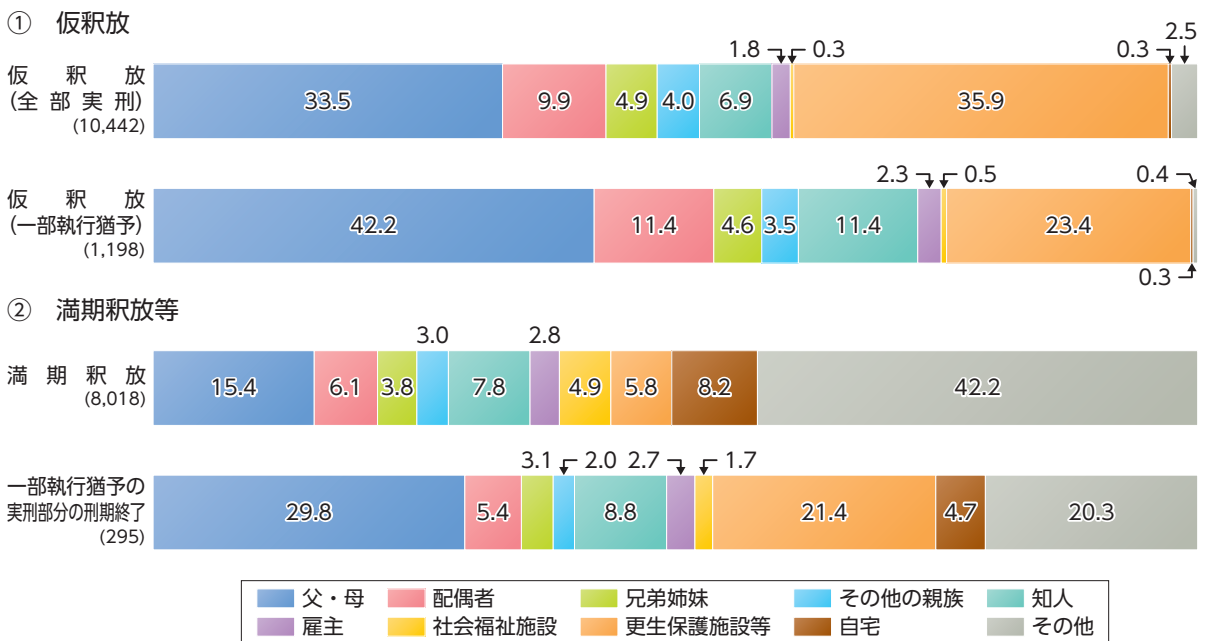


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

令和元年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、**2-4-2-10図**のとおりである（男女別については、**4-6-2-6図**参照）。

2-4-2-10図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

（令和元年）



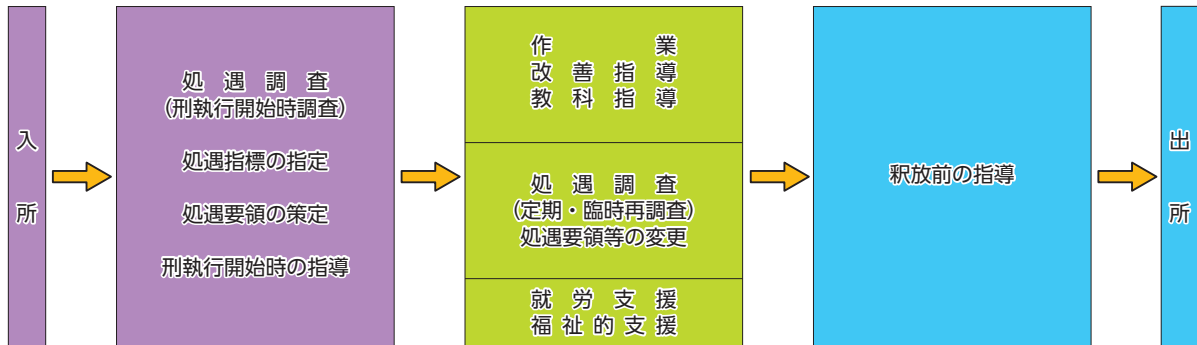
注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 () 内は、実人員である。

第3節 受刑者の処遇等

1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、**2-4-3-1図**のとおりである。

2-4-3-1図 受刑者処遇の流れ



(1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならない（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を行っている。また、新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者及び特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で精密な処遇調査が行われている。また、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）のうち、一部機能の運用を開始し、原則として、全受刑者を対象に、刑の執行開始時に行う処遇調査においてGツールを実施し、それによって得られる結果や情報を処遇決定の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時に処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）を行い、その調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。処遇指標は、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成される。処遇指標の区分及び令和元年末現在の符号別の人員は**2-4-3-2表**のとおりである。処遇指標は、その指定がなされるべきものは、重複して指定され、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。

2-4-3-2表 処遇指標の区分・符号別人員

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容		符号
作業	一般作業		V0
	職業訓練		V1
改善指導	一般改善指導		R0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
就労支援指導		R6	
教科指導	補習教科指導		E1
	特別教科指導		E2

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗

(令和元年12月31日現在)

属性及び犯罪傾向の進捗	符号	人員
拘留受刑者	D	-
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt	-
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M	246
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P	390
女子	W	3,083
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F	1,078
禁錮受刑者	I	91
少年院への収容を必要としない少年	J	1
執行すべき刑期が10年以上である者	L	4,566
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y	1,683
犯罪傾向が進んでいない者	A	9,388
犯罪傾向が進んでいる者	B	18,020

注 1 矯正統計年報による。

2 複数の処遇指標が指定されている場合は、符号の欄において上に掲げられているものに計上している。

受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で薬物依存離脱指導を行うかなど）が**処遇要領**として定められ、矯正処遇はこの処遇要領に沿って計画的に実施される。

また、矯正処遇の進展に応じて、定期的には又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

(2) 制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵養^{かん}するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの区分を指定し、定期的に、及び随時、上記の見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯

正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。令和2年4月10日現在、刑事施設本所75庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁（札幌、横浜、さいたま及び小倉）合計87庁の施設における受刑者の制限区分別人員は、第1種335人（0.8%）、第2種6,260人（15.3%）、第3種3万33人（73.3%）、第4種837人（2.0%）、指定なし3,504人（8.6%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。令和2年4月10日現在、前記87庁の施設における受刑者の優遇区分別人員は、第1類749人（1.8%）、第2類6,519人（15.9%）、第3類1万7,265人（42.1%）、第4類3,559人（8.7%）、第5類3,616人（8.8%）、指定なし9,261人（22.6%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、受刑者の自発性や自律性を涵養し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すため、開放的施設として4施設（網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、松山刑務所大井造船作業場及び広島刑務所尾道刑務支所有井作業場）が指定されている。

（3）外出・外泊

受刑者は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高く、開放的施設で処遇を受けているなど、一定の要件を備えている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。刑事収容施設法施行により新たに導入された制度であるところ、同法が施行された平成18年5月から令和元年末までの実績は、外出503件、外泊26件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 作業

（1）概況

懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている（労役場留置者も同様である。）。このほか、禁錮受刑者及び拘留受刑者も希望により作業を行うことができる。令和元年度における作業の一日平均就業人員は、4万1,718人であった。また、禁錮受刑者は、2年3月31日現在で、80.2%が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

（2）作業の内容等

受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、**社会貢献作業**（労務を提供する作業であって、公園等の除草作業等社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）、自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。なお、令和元年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、37庁（刑務支所を含む。）465人であった（法務省矯正局の資料による。）。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させる（職業訓練を受けさせることを含む。）こともある（**外部通働作業**）。令和2年3月末日現在、外部通働作業を実施しているのは、4庁4人であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、前記の外出、外泊及び外部通動作業の運用に当たっては、GPS 機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和元年度における作業による歳入額は、約35億円であった（法務省矯正局の資料による。）。

他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額（予算額）は、令和元年度には、一人1か月当たり平均で4,260円であった（法務省矯正局の資料による。）。また、同年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が37.0%、1万円以下の者が14.6%であった（矯正統計年報による。）。

（3）職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。職業訓練には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。男性受刑者に対する総合訓練は、同施設として指定された7庁（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所）で実施している。女性受刑者に対する職業訓練は、各女性施設で実施している一部の職業訓練種目について、他の女性施設からも希望者を募集して実施している。

刑事施設では、令和元年度には、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、介護福祉科等の合計50種目の職業訓練が実施され、1万2,679人がこれを修了し、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格又は免許を取得した者は、総数で7,572人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設では、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、内定を受けた事業所等において一定期間就労を体験させる職場体験制度が職業訓練の一環として位置付けられた上で実施されている。令和元年度に職場体験を経験した受刑者数は、35人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 矯正指導

改善指導、教科指導並びに刑執行開始時及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

（1）刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑等の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項（処遇制度、作業上の留意事項、改善指導等の趣旨・概要等）、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。

（2）改善指導

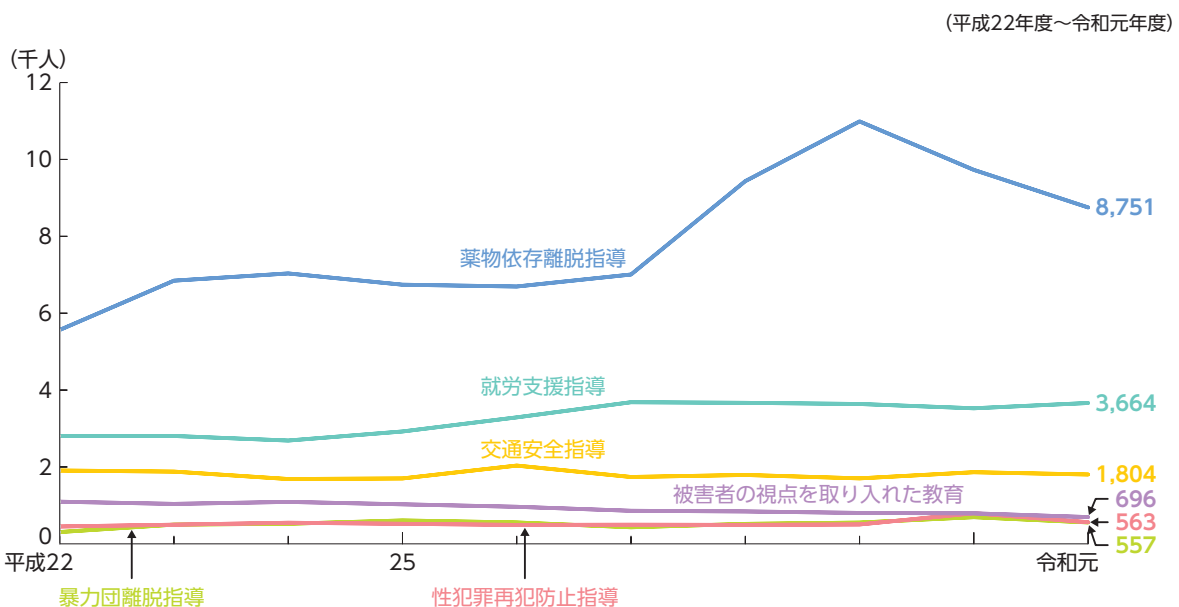
改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適應に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う。また、高齢又は障害を有する受刑者のうち、福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、比較的早期の段階から、出所後の円滑な社会生活を見据えた指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導の標準プログラム」が策定され、全国的に展開されている。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社

会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う。現在、①「**薬物依存離脱指導**」(薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなど。令和元年度の実施施設数は73庁)、②「**暴力団離脱指導**」(警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなど。同34庁)、③「**性犯罪再犯防止指導**」(性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させるなど。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。同21庁)、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」(罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなど。同57庁)、⑤「**交通安全指導**」(運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させるなど。同47庁)及び⑥「**就労支援指導**」(就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなど。同65庁)の6種類の特別改善指導を実施している(薬物依存離脱指導の詳細については、第7編第5章第2節1項参照)。特別改善指導の受講開始人員の推移(最近10年間)は、**2-4-3-3図**のとおりである。

2-4-3-3図 特別改善指導の受講開始人員の推移



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 受講開始人員は、延べ人員である。

(3) 教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導(補習教科指導)のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導(特別教科指導)を行っている。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和元年度の受験者数は370人、合格者数は、高卒認定合格者が185人、一部科目合格者が162人であった(文部科学省総合教育政策局の資料による。)

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。さらに、盛岡少

年刑務所及び松本少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や指導が行われる。

4 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、刑事施設及び少年院に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項（4）参照）。

また、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、平成28年11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ設置された**矯正就労支援情報センター室**（通称「コレワーク」）が、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んできたところ、令和2年7月1日からは、6矯正管区（札幌、仙台、名古屋、広島、高松及び福岡）にもコレワークを新設して、その運用を開始した。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（元年度は43回実施し、延べ155人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は15回開催し、延べ344人参加）した。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯率の低下の実現を目指しており、令和2年5月末現在で、170社が参加している（日本財団の資料による）。

5 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められた**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士（以下「社会福祉士等」という。）の資格を有する非常勤職員を配置しているほ

か、**福祉専門官**（社会福祉士，精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和2年度の社会福祉士等の配置施設数は，刑事施設69庁（支所を含む。）であり，福祉専門官の配置施設数は，刑事施設58庁（支所を含む。）である。また，認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し，専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため，介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は，介護福祉士が8庁，介護専門スタッフが41庁であった（法務省矯正局の資料による。）。

さらに，女性の受刑者を収容する刑事施設における医療・福祉等の問題に対処するため，これらの施設が所在する地域の医療・福祉等の各種団体の協力を得て，「女子施設地域連携事業」を行っている（第4編第6章第2節2項（1）イ参照）。

6 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は，警察において，犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として，次のとおり，警察庁に対し，重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から，刑事施設の長は，警察庁に対し，13歳未満の者に対する強制わいせつ，強制性交等（強姦），わいせつ目的略取誘拐，強盗・強制性交等（強盗強姦）等に係る受刑者について，釈放予定日のおおむね1か月前に，釈放予定日，入所日，帰住予定地等の情報を提供している。令和2年5月31日までに情報提供した対象者数は，2,178人であった（法務省矯正局の資料による。）。

これに加え，平成17年9月から，法務省は，警察庁に対し，殺人，強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗，薬物犯罪等に係る受刑者について，毎月，釈放（予定）日，入所日，出所事由等の情報を提供している。令和2年5月31日までに情報提供した対象者数は，延べ約36万人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

刑事施設には，法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成され，刑事施設を視察し，その運営に関し，刑事施設の長に対して意見を述べる刑事施設視察委員会が刑事施設（本所）ごとに置かれている。令和元年度の活動状況は，会議の開催446回，刑事施設の視察161回，被収容者との面接459件であり，委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は465件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には，食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和2年度の成人の受刑者一人当たりの一日の食費（予算額）は533.17円（主食費101.50円，副食費431.67円）である。高齢者，妊産婦，体力の消耗が激しい作業に従事している者や，宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては，食事の内容や支給量について配慮している。また，被収容者には，日常生活に必要な衣類，寝具，日用品等も貸与又は支給されるが，日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお，同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接に必要な費用（予算額）は，2,054円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には，医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに，専門的に医療を行う刑事施設として，医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター並びに岡崎，大阪及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか，医療重点施設9庁（札幌，宮城，府中，

名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所)を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和2年4月1日現在で292人(前年比2人増)であり、定員の約9割にとどまっている(法務省矯正局の資料による。)

3 民間協力

(1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の精神的な悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和元年末現在、篤志面接委員は1,016人であり、その内訳は、教育・文芸関係者343人、更生保護関係者109人、法曹関係者82人、宗教・商工・社会福祉関係者239人、その他243人である。同年の篤志面接の実施回数は1万2,270回であり、その内訳は、趣味・教養の指導5,916回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談2,211回、悩み事相談1,466回、その他2,677回であった(法務省矯正局の資料による。)

(2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**(民間の篤志の宗教家)に宗教上の儀式行事や教誨(読経や説話等による精神的救済)の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和元年末現在、教誨師数は、1,625人であり、同年の宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して9,311回、個人に対して6,290回であった(法務省矯正局の資料による。)

4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和元年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ3万5,448人であり、懲罰理由別に見ると、怠役(正当な理由なく作業を怠ること。34.0%)が最も高い比率を占め、次いで、物品不正授受(4.6%)、抗命(4.5%)及び被収容者に対する暴行(4.4%)の順となっている(矯正統計年報による。)

令和元年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和元年)

総数	逃走		自殺	被収容者 殺傷	作業上 死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
12 (7)	-	-	7 (7)	5 (-)	-	-	-	-

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、()内は、死亡人員である。
 3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分等）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる（いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請（再審査の申請）・申告を行うことができる。）ほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移（最近5年間）は、**2-4-4-2表**のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(平成27年～令和元年)

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
27年	3,106	944	840	313	3,232	456	623	1,429
28	3,053	1,189	1,091	490	2,758	279	566	1,188
29	3,348	1,128	1,282	312	2,381	326	484	1,182
30	4,063	1,292	973	342	3,872	164	477	1,023
元	5,424	2,232	1,017	476	4,922	199	477	1,070

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものゝの摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがなく、かつ、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがない限り許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護人等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができることされており（代替収容）、被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和元年に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、7,562人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和元年末現在、死刑確定者の収容人員は、110人であった（矯正統計年報による。）。

第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築，維持管理，運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ，現在，美祢社会復帰促進センター（収容定員1,300人，うち女性800人），喜連川社会復帰促進センター（収容定員2,000人），播磨社会復帰促進センター（同1,000人），島根あさひ社会復帰促進センター（同2,000人）がPFI手法により運営されている。

これらの社会復帰促進センターにおいては，民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

このほか，競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき，黒羽刑務所，静岡刑務所，笠松刑務所，大阪拘置所，加古川刑務所及び高知刑務所では，刑事施設の運営業務の一部の民間委託を行っている。

これらに加えて，矯正研修所，東日本成人矯正医療センター，東日本少年矯正医療・教育センター，東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは，それらの維持管理及び運営業務の一部について，PFI手法を活用した民間委託を行っている。

第5章

更生保護

第1節 概説

1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法（平成19年法律第88号）に基づいて行われている。

2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長と委員4人で組織する合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 仮釈放等と生活環境の調整

1 仮釈放等

仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、懲役又は禁錮の受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。仮釈放を許すかどうかについては、①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の実行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

(1) 仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあったが、令和元年は前年よりわずかに増加し1万3,086人（前年比0.3%増）であった。このうち一部執行猶予者の人員は1,287人（同8.5%増）であった（CD-ROM 資料2-7参照）。

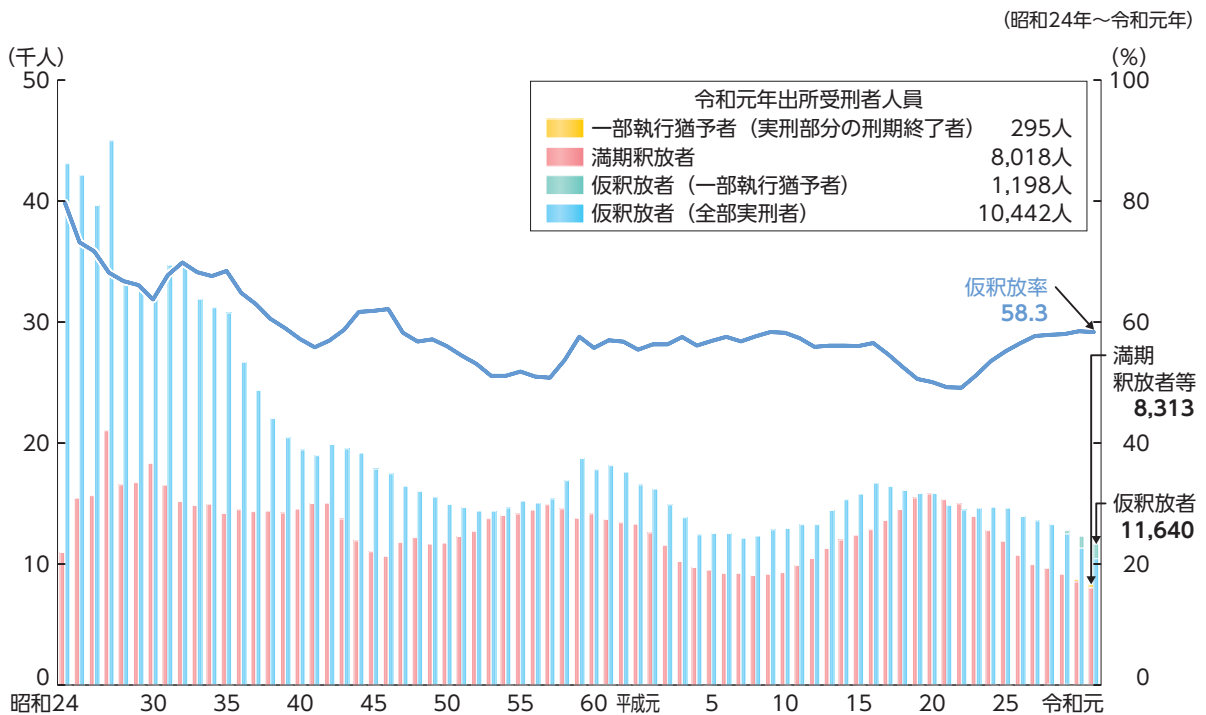
令和元年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、3.5%（前年比1.1pt 低下）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると、0.2%であった（CD-ROM 資料2-7参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあり、令和元年は2,019人（前年比7.3%減）であった（CD-ROM 資料2-7参照）。

(2) 仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び**仮釈放率**の推移（昭和24年以降）は、**2-5-2-1図**のとおりである。仮釈放率は、平成17年から6年連続で低下していたが、23年に上昇に転じて再び50%を超え、令和元年は58.3%（前年比0.1pt 低下）であった。これを男女別に見ると、男性が57.0%（同0.0pt 低下）、女性が71.3%（同0.7pt 低下）であった（CD-ROM 参照。覚醒剤取締法違反の出所受刑者人員及び仮釈放率の推移については、**7-4-1-32図**参照）。

2-5-2-1図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移

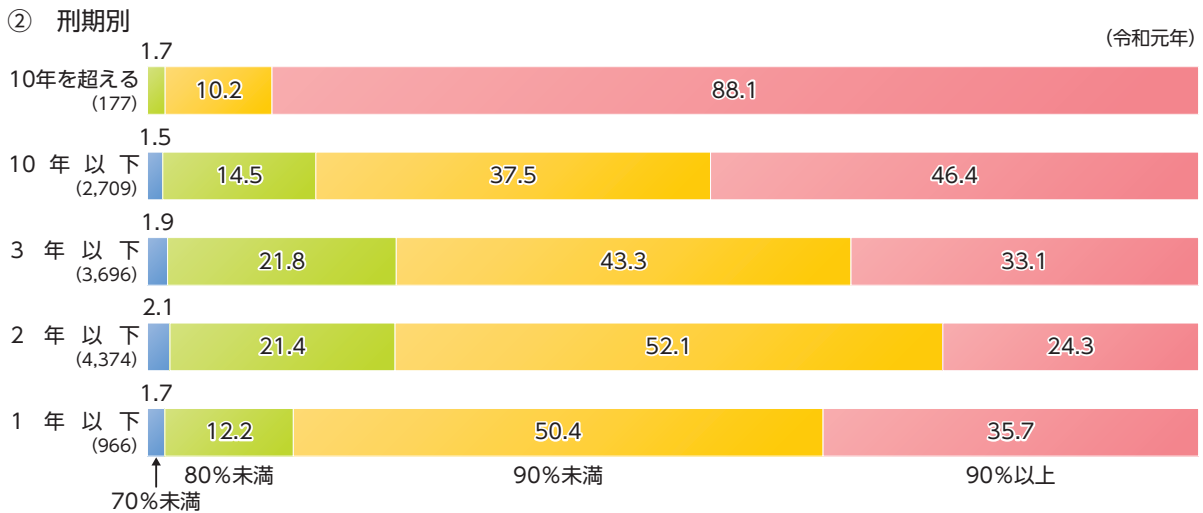
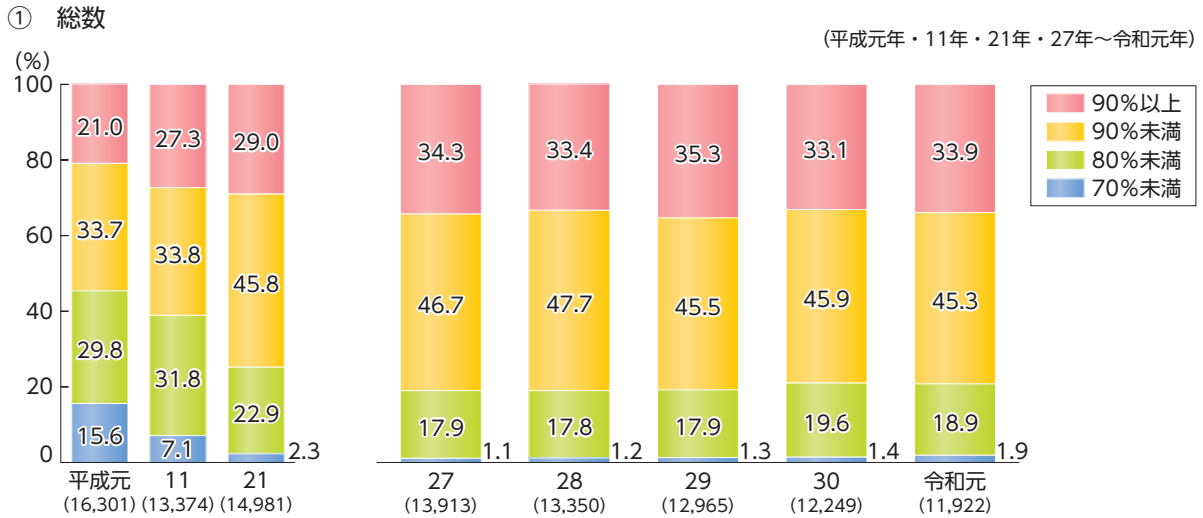


注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予者 (実刑部分の刑期終了者)」及び「仮釈放者 (一部執行猶予者)」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM 参照。

(3) 刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成元年・11年・21年・27年～令和元年）を見るとともに、令和元年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

2-5-2-2 定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率の区別構成比の推移等



注 1 保護統計年報による。
 2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3表 無期刑仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成22年～令和元年)

刑の執行期間	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総数	7	6	4	8	4	11	6	9	10	15
20年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30年以内	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—
35年以内	2	5	4	8	2	11	5	7	10	9
35年を超える	3	1	—	—	1	—	1	2	—	6

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2 生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所では、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

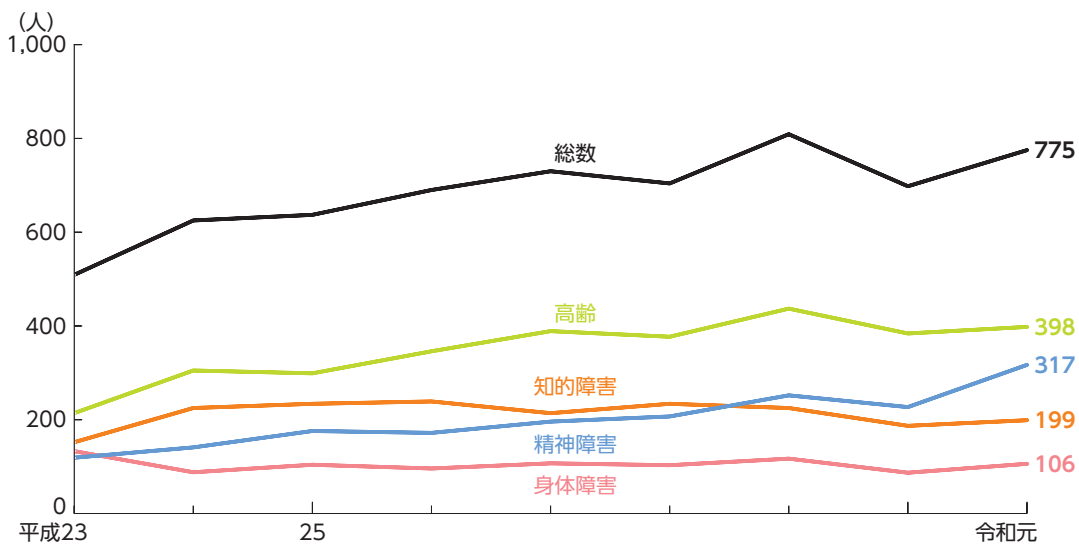
刑の一部執行猶予制度の導入に伴う更生保護法の一部改正により、平成28年6月から、保護観察所が行う生活環境の調整について、地方更生保護委員会が指導・助言・連絡調整を行うこと、受刑者に対する調査を行うことが可能となり、調整機能の充実化が図られた。また、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、地方更生保護委員会が、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができるようになった。令和元年に住居特定審理を経て住居が特定された者は241人（前年比72人増）であった（保護統計年報による。）。

令和元年に住居環境の調整を開始した受刑者の人員は、3万2,877人（前年比7.1%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は3,001人であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節5項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被收容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（統計の存在する平成23年度以降）は、**2-5-2-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、24年度から増加傾向にあったが、30年度は減少し、令和元年度は増加に転じ775人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

（平成23年度～令和元年度）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成23年度以降の数値で作成した。
 3 終結人員は、少年を含む。
 4 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 5 内訳は重複計上による。

第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）、刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）及び婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**婦人補導院仮退院者**）の5種類である。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならず、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置が執られることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の五つの類型、すなわち、①犯罪又は非行に結びつくおそれのある特定の行動をしないこと、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること（本節2項（2）ウ参照）、⑤社会貢献活動を一定の時間行うこと（本節2項（5）参照）の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

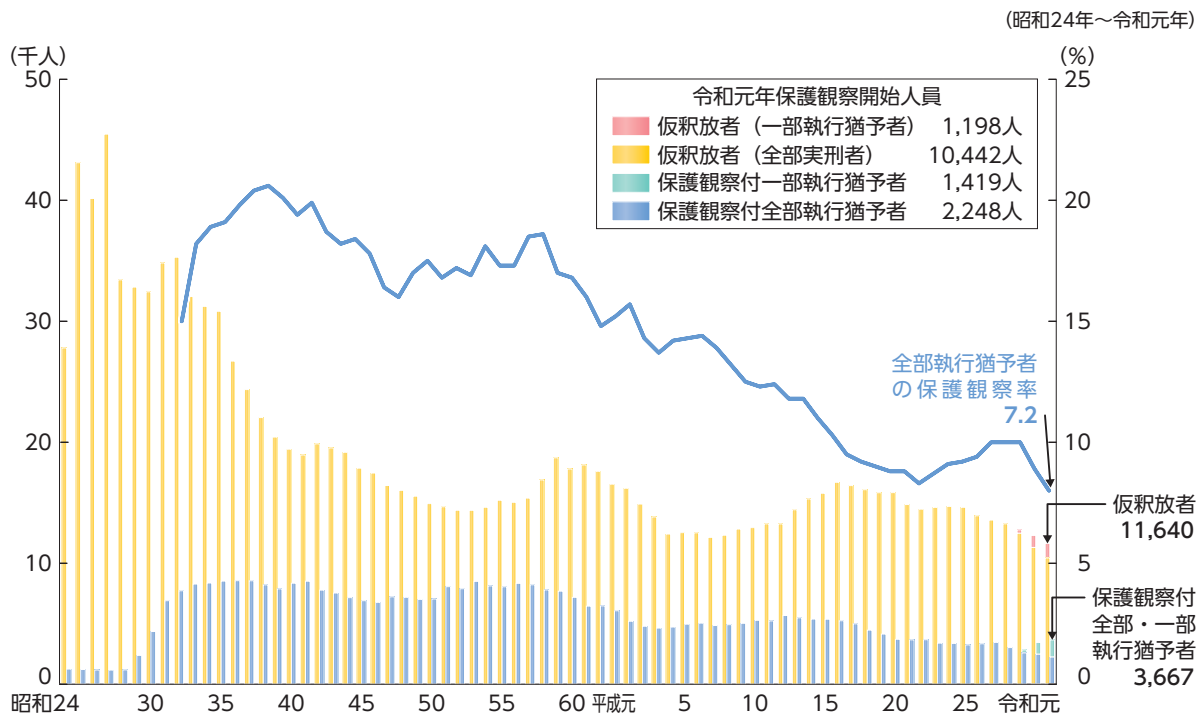
1 保護観察対象者の人員等

(1) 保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者及び保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ）。令和元年の保護観察開始人員については、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者は前年より減少した（前年比7.7%減、同9.4%減）が、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は前年より増加した（同20.8%増、同45.7%増）。全部執行猶予者の保護観察率は、平成20年までの低下傾向が、21年に上昇に転じた後、25年以降10.0%が続いていたが、28年以降低下し、令和元年は7.2%と前年より0.6pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料2-8、覚醒剤取締法違反の保護観察開始人員及び全部執行猶予者の保護観察率の推移については7-4-1-33図をそれぞれ参照）。

なお、令和元年には、婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付された者はいなかった（CD-ROM資料2-8参照）。

2-5-3-1図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

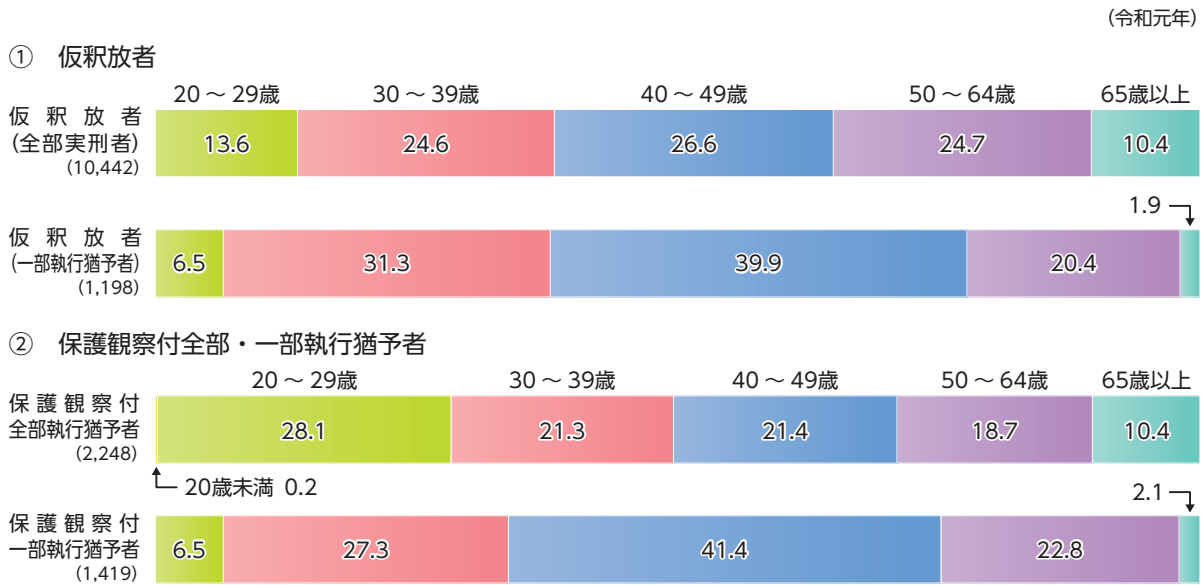
令和元年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が4,128人（前年末比6.6%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が362人（同16.0%増）、保護観察付全部執行猶予者が7,969人（同9.0%減）、保護観察付一部執行猶予者が2,150人（同87.6%増）であった（保護統計年報による。）。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

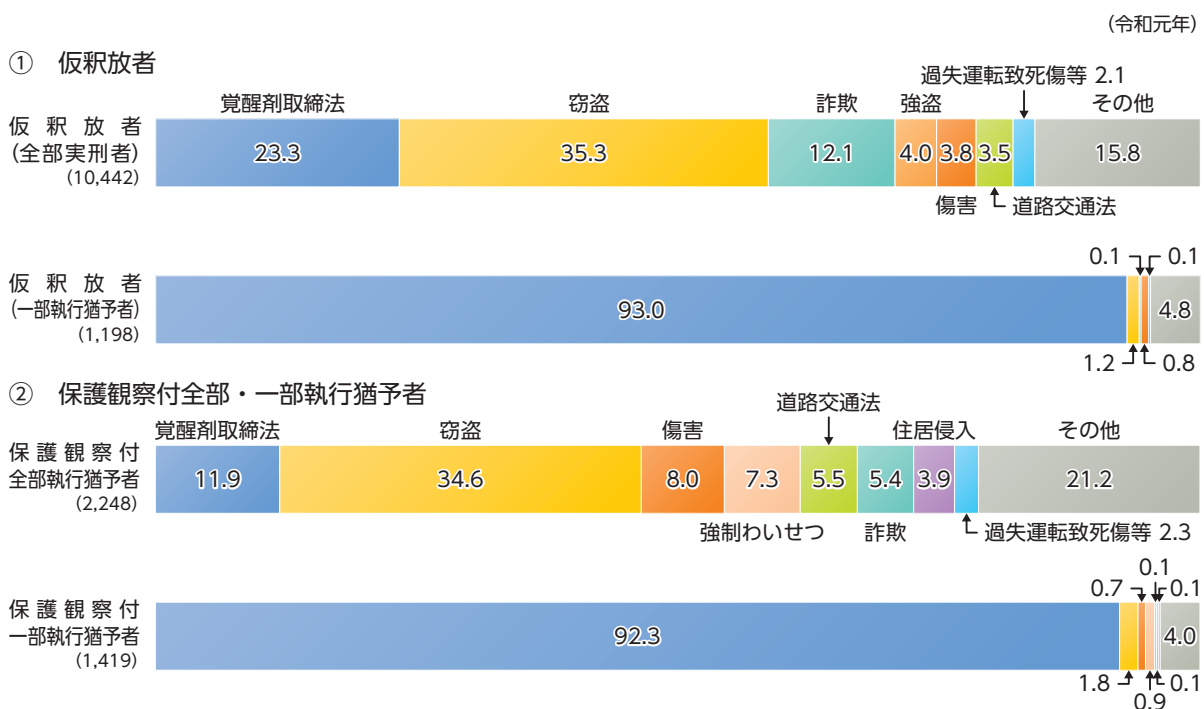
2-5-3-2図 保護観察開始人員の年齢層別構成比



イ 罪名

2-5-3-3図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

2-5-3-3図 保護観察開始人員の罪名別構成比



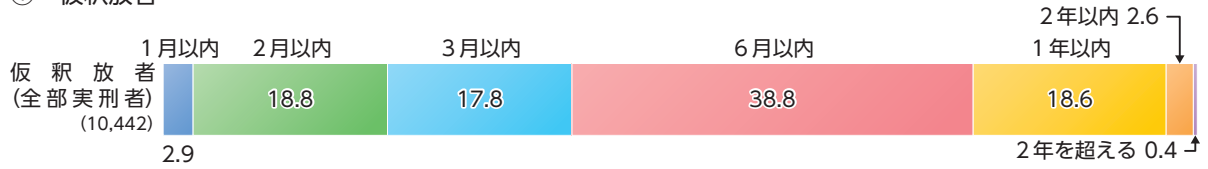
ウ 保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

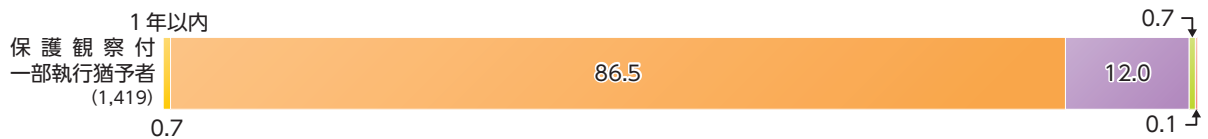
2-5-3-4図 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「2年を超える」は、無期を含む。
 3 ()内は、実人員である。

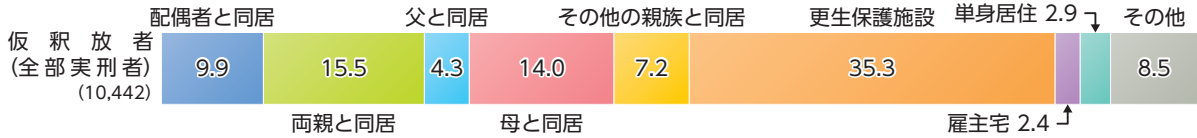
エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

2-5-3-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報による。
- 2 保護観察開始時の居住状況による。
- 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
- 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
- 5 ()内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。また、保護観察対象者の再犯防止と改善更生を図るために、段階別処遇と、類型別処遇等問題性に応じた処遇を軸として行われている。

(1) 段階別処遇

段階別処遇は、保護観察対象者を、改善更生の進捗や再犯可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて4段階に区分し、各段階に応じて保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施する制度である。無期刑又は長期刑（執行刑期が10年以上の刑をいう。以下この項において同じ。）の仮釈放者は、社会復帰に種々の困難があるため、仮釈放後1年間は、特別の段階に区分し、必要に応じて複数の保護観察官が関与するなどして、充実した処遇を行っている。

(2) 問題性に応じた処遇

ア 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施するものである。令和元年末における仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型の認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

2-5-3-6表 保護観察対象者の類型認定状況

(令和元年12月31日現在)

区分	シナー等乱用	覚せい剤事犯	問題飲酒	暴力団関係	暴走族	性犯罪等	精神障害等	高 齢	無職等	家庭内暴力	児童虐待		配偶者暴力	ギャンブル等依存
											児 童	配 偶 者		
仮 釈 放 者	11 (0.2)	1,348 (30.0)	457 (10.2)	65 (1.4)	1 (0.0)	297 (6.6)	517 (11.5)	481 (10.7)	1,384 (30.8)	41 (0.9)	18 (0.4)	16 (0.4)	550 (12.2)	
保護観察付全部・一部執行猶予者														
保護観察付全部執行猶予者	24 (0.3)	1,084 (13.6)	855 (10.7)	59 (0.7)	3 (0.0)	1,155 (14.5)	1,285 (16.1)	686 (8.6)	1,421 (17.8)	315 (4.0)	84 (1.1)	128 (1.6)	411 (5.2)	
保護観察付一部執行猶予者	14 (0.7)	1,860 (86.5)	143 (6.7)	53 (2.5)	—	41 (1.9)	371 (17.3)	41 (1.9)	311 (14.5)	10 (0.5)	2 (0.1)	6 (0.3)	42 (2.0)	

注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 ()内は、令和元年12月31日現在、保護観察中の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

イ 特定暴力対象者等に対する処遇

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的犯罪を繰り返してきた者で、シナー等乱用、覚せい剤事犯、問題飲酒、暴力団関係、精神障害等、家庭内暴力のいずれかの類型に認定された者、及び極めて重大な暴力的犯罪をした者等を、処遇上特に注意を要する者として**特定暴力対象者**と認定している。特定暴力対象者として認定された者については、保護観察官が積極的に対象者やその家族と面接するなどして、生活状況を的確に把握することに努めるなど、処遇の充実強化が図られている。令和元年に特定暴力対象者として認定された人員(受理人員)は、仮釈放者(全部実刑者)が199人、仮釈放者(一部執行猶予者)が8人、保護観察付全部執行猶予者が47人、保護観察付一部執行猶予者が10人であった(法務省保護局の資料による)。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

ウ 専門的処遇プログラム

ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法(自己の思考(認知)のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う**専門的処遇プログラム**が実施されている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪者処遇プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪者処遇プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の

問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コア・プログラムを中核として、導入プログラム、指導強化プログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコア・プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物（規制薬物等（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等）、指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物）及び危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品）をいう。以下ウにおいて同じ。）の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用又は実践させるためのステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査を内容とする（薬物再乱用防止プログラムについては、第7編第5章第3節2項（1）ウ参照）。薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている（薬物事犯者に対するその他の処遇については、同項参照）。

暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。なお、令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラムが試行されている。

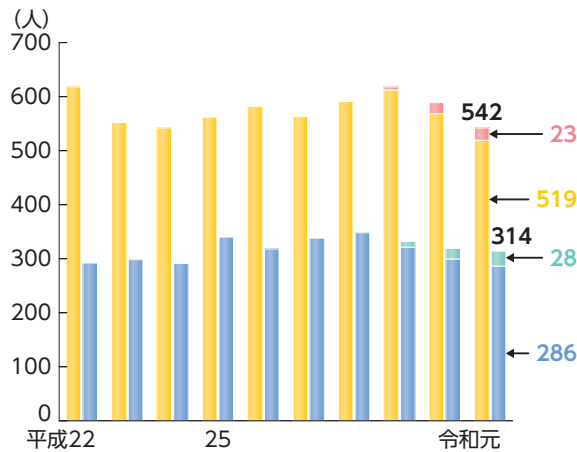
飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、**2-5-3-7図**のとおりである。

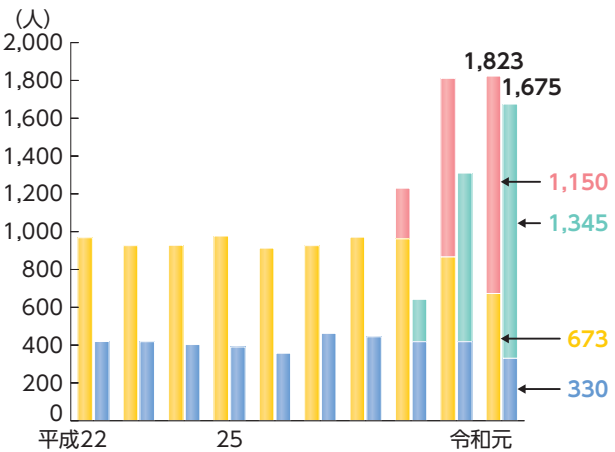
2-5-3-7 図 専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成22年～令和元年)

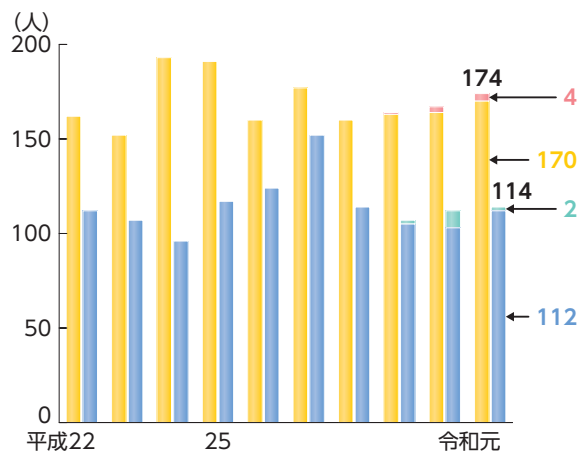
① 性犯罪者処遇プログラム



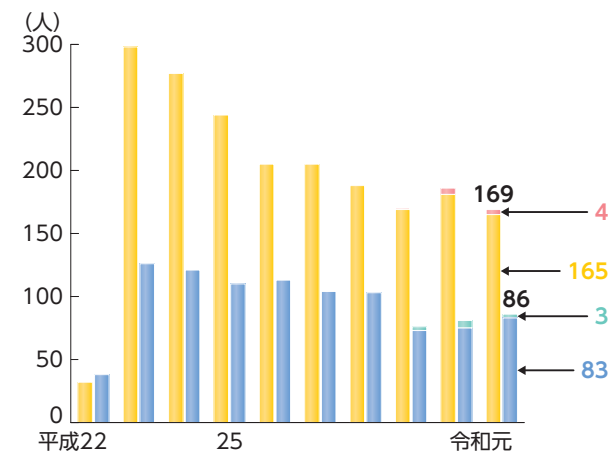
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



■ 仮釈放者（一部執行猶予者） ■ 保護観察付一部執行猶予者
■ 仮釈放者（全部実刑者） ■ 保護観察付全部執行猶予者

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成22年から28年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 3 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 4 「飲酒運転防止プログラム」は、平成22年10月から実施している。
 5 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 6 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

エ しょく罪指導プログラム

自己の犯罪により被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるように指導している。令和元年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は334人であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成25年4月から、法テラス（本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照）と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たっての法的支援に関する手続が実施されている（令和元年度までの処理件数は25件であった（法テラスの資料による。））。

(3) 中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和元年は63人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

(4) 就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、従来から保護観察の処遇において就労指導に重きを置いているが、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している（本章第6節4項（3）参照）。また、令和元年度は、保護観察所21庁が**更生保護就労支援事業**を実施しており、このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている（法務省保護局の資料による。）。

なお、令和元年度に刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施した保護観察所において、就職活動支援が終了した者は延べ3,056人であり、そのうち延べ2,224人（72.8%）が就職に至っている（法務省保護局の資料による。）。

(5) 社会貢献活動

更生保護法の改正により（平成25年法律第49号）、特別遵守事項の類型に社会貢献活動が追加され、平成27年6月に施行された（主に、少年の保護観察対象者に対して行う社会参加活動については、第3編第2章第5節3項（4）参照）。**社会貢献活動**は、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とコミュニケーションを図ることによって処遇効果が上がることを期待し、更生保護女性会員やBBS会員等の協力者を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和2年3月31日現在、活動場所として2,047か所（うち、福祉施設1,023か所、公共の場所793か所）が登録されており、元年度は、1,042回実施され、延べ1,778人が参加した。その内訳は、保護観察処分少年850人、少年院仮退院者158人、仮釈放者231人、保護観察付全部・一部執行猶予者539人であった（法務省保護局の資料による。）。

(6) 自立更生促進センター

親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設を**自立更生促進センター**といい、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年6月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年8月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年9月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営を行っている。各施設における開所の日から令和2年3月31日までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが299人、福島自立更生促進センターが133人、沼田町就業支援センターが75人、茨城就業支援センターが161人である（法務省保護局の資料による。北九州自立更生促進セン

ターについては、第7編第5章第3節2項(1)オ参照)。

(7) その他

ア アセスメントツール

平成30年10月から、保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール(CFP: Case Formulation in Probation/Parole)が試行されている。このツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯を誘発する要因と改善更生を促進する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

イ 窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯率が高いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、その問題性に応じ、令和2年3月から「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している(女性の保護観察対象者のうち、窃盗事犯者に対する処遇については、第4編第6章第2節3項参照)。

3 保護観察対象者に対する措置等

(1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると思われる場合に執られる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある(少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項(1)参照)。令和元年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者及び仮解除が決定した保護観察付一部執行猶予者はなく、仮解除が決定した保護観察付全部執行猶予者は118人であった(保護統計年報による)。

(2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合に執られる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**、保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**及び婦人補導院仮退院者に対する婦人補導院に再収容する**仮退院の取消し**がある(少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項(2)参照)。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和元年中に引致された者(保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む)は183人で、そのうち留置された者は169人であった(保護統計年報による)。

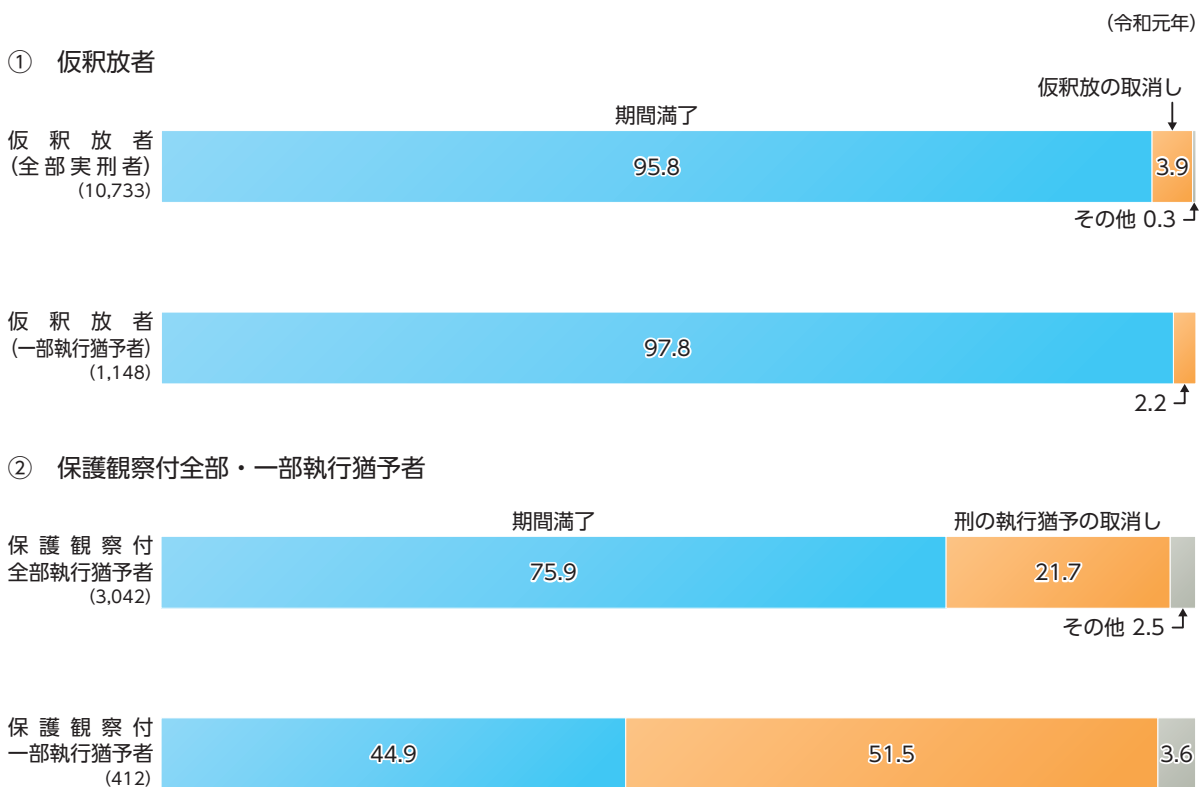
なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和元年にこの措置が決定した仮釈放者は178人であった(保護統計年報による)。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、平成17年12月からの試行期間を含め令和2年3月31日までの間に、この情報提供により3,328人(仮釈放者2,014人、保護観察付全部執行猶予者1,304人、保護観察付一部執行猶予者10人)、当該情報提供によらない保護観察所の調査により1,769人(同692人、1,068人、9人)の所在が、それぞれ判明した(法務省保護局の資料による)。

4 保護観察の終了

2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者1,148人については、1,123人が仮釈放の期間を満了して引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始し、25人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は185人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は212人であった（CD-ROM 参照）。なお、刑の一部執行猶予制度の開始から間もないため、執行猶予の期間満了に至る者が多くないことに留意する必要がある。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、仮釈放者では、保護観察期間が6月以内である者が4分の3以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者では、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（2-5-3-4図 CD-ROM 参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比



注 1 保護統計年報による。

2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。

3 () 内は、実人員である。

第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は料料の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

2-5-4-1表は、令和元年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

2-5-4-1表 応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

(令和元年)

① 応急の救護等

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあっせん	
総数	5,302	20	205	707	2	99	639	6,494 (608)
仮釈放者	4,506	13	100	616	2	27	273	5,254 (224)
全部実刑	4,274	13	97	578	2	24	263	4,896 (186)
一部執行猶予	232	—	3	38	—	3	10	358 (38)
保護観察付全部・一部執行猶予者	517	2	55	52	—	52	231	803 (215)
一部執行猶予	194	1	19	32	—	18	58	420 (86)
全部執行猶予	323	1	36	20	—	34	173	383 (129)
保護観察処分少年	130	2	23	15	—	9	70	149 (78)
少年院仮退院者	149	3	27	24	—	11	65	288 (91)

② 更生緊急保護

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあっせん	
総数	6,904	10	291	795	8	367	2,249	5,202 (1,328)
全部実刑の刑の執行終了	4,436	10	117	241	3	158	698	3,087 (630)
全部執行猶予	886	—	60	184	—	69	559	811 (253)
一部執行猶予	4	—	—	—	—	—	—	—
起訴猶予	998	—	83	239	1	86	655	878 (310)
罰金・料料	417	—	21	110	4	42	260	309 (95)
労役場出場・仮出場	149	—	10	21	—	11	76	82 (25)
少年院退院・仮退院期間満了	14	—	—	—	—	1	1	35 (15)

注 1 保護統計年報による。
 2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
 3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
 4 ()内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
 5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
 6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和元年はいなかった。

起訴猶予者については、その再犯防止に資するため、平成25年10月から、一部の保護観察所と検察庁とが連携した更生緊急保護の事前調整が試行的に実施され、27年度からは、より実効性のある支援の実施を目指し、検察庁と連携の上、特に支援の必要性が高い者に対し、全国の保護観察所において、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整や就労支援等を行う「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」が実施されてきた。30年度からは、保護観察所に、高齢又は障害のある更生緊急保護対象者等に対する支援等に特化した業務を行う**特別支援ユニット**が設置され、「**保護観察所が行う入口支援**」が開始された。これは、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする起訴猶予者、保護観察に付されなかった全部執行猶予者、罰金等を言い渡された者等を対象として、本人の希望に基づき、検察庁（起訴猶予者及び略式命令により罰金等を言い渡された者に限る。）や地方公共団体等と連携しながら、保護観察所により更生緊急保護の措置として福祉的支援等が行われるもので、地域社会からの孤立を防ぐため、継続的に生活指導が行われる。令和元年度に実施された入口支援の対象者の人員は90人であり、このうち81人については、検察庁との事前協議が行われている。入口支援の内容は、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所支援77人、生活保護申請支援36人、帰住援助24人、医療支援19人、障害者福祉に係るサービスの利用支援18人等であった。なお、2年4月現在、23庁の保護観察所に特別支援ユニットが設置されている（法務省保護局の資料による。）。

第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）の定めに基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。また、個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

常時恩赦について、令和元年に復権となった者は9人であり、刑の執行の免除となった者はいなかった（保護統計年報による。）。

内閣は、令和元年10月22日に即位の礼が行われるに当たり、同月18日の閣議において、政令による復権のほか、刑の執行の免除及び復権を内容とする特別基準恩赦を行うことを決定した。復権令（令和元年政令第131号）は同月22日に公布・施行され、特別基準恩赦は同日から実施された。

第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

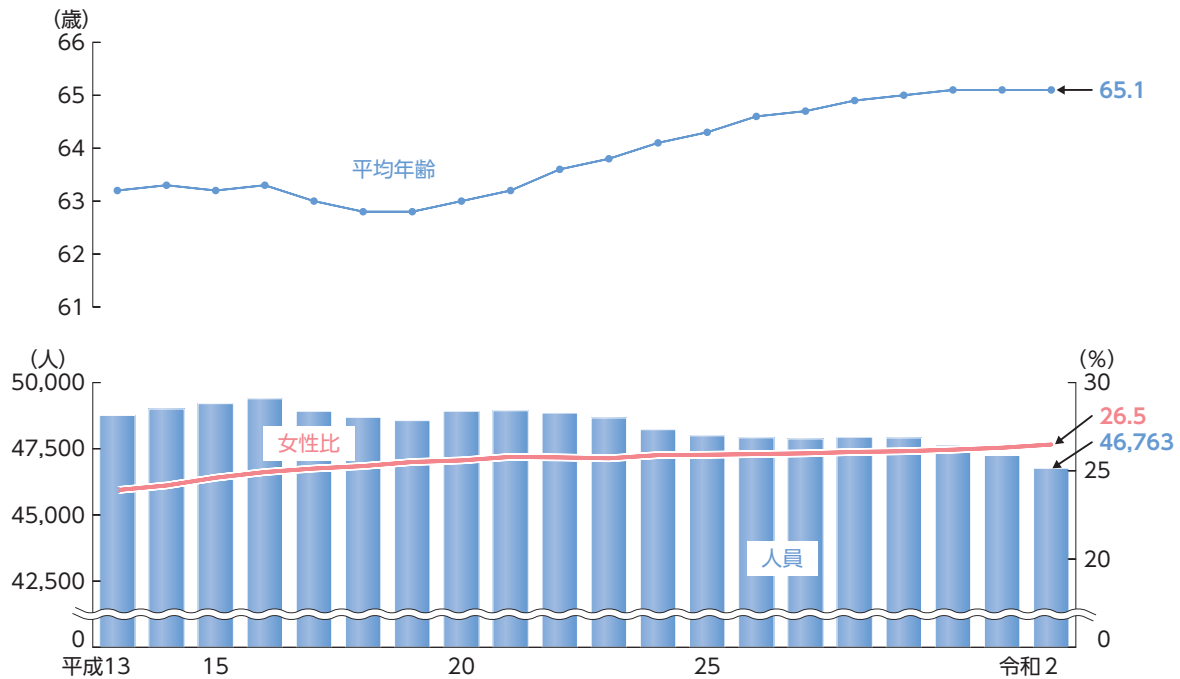
1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和2年4月1日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の人員、女性の比率及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、**2-5-6-1図**のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、その人員は減少傾向が続いている（CD-ROM 参照）。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成13年～令和2年)



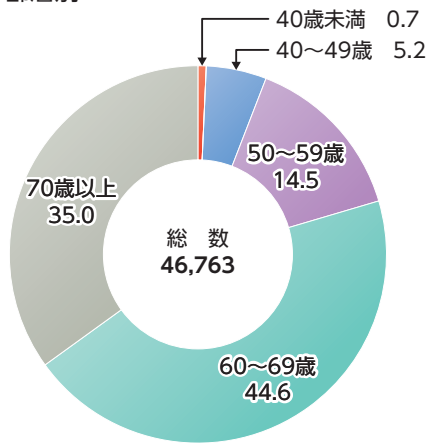
注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和2年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

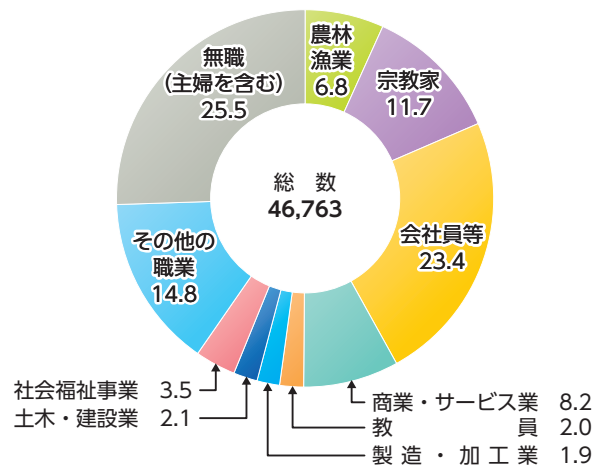
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和2年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司会 (保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の研修や犯罪予防活動等を行う。) がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、**更生保護サポートセンター**が設置されている。令和2年3月31日までに全国全ての保護司会に設置され、元年度の利用回数は10万2,399回であった (法務省保護局の資料による)。

2 更生保護施設

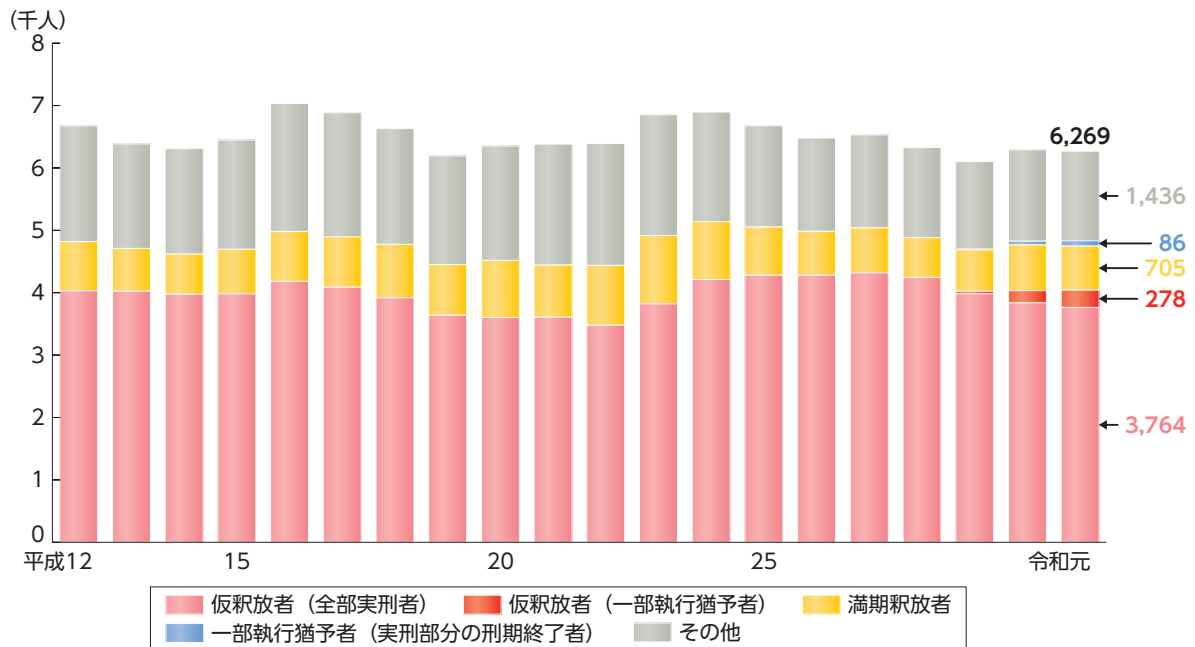
更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和2年4月1日現在、全国に103施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設88、女性の施設7及び男女施設8である。収容定員の総計は2,392人であり、男性が成人1,886人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である（法務省保護局の資料による。）。

令和元年における更生保護施設への委託実人員は、7,966人（うち新たに委託を開始した人員6,269人）であった（保護統計年報による。）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、**2-5-6-3図**のとおりである。

2-5-6-3図 更生保護施設への収容委託開始人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 保護統計年報による。

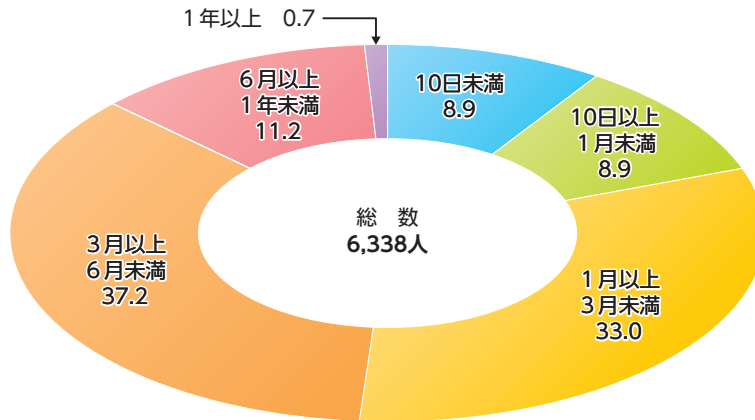
2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として収容の委託を継続する場合等）を除く。

3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等であり、平成14年以降は、罰金・科料の言渡しを受けた者、労役場出場者・仮出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者を含む。

令和元年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等，国からの委託によらず，被保護者の申出に基づき，更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間別構成比は，**2-5-6-4図**のとおりである。88.1%の者が6月未満で退所している。平均在所日数は79.7日であった。退所先については，借家（32.6%），就業先（18.3%）の順であった。退所時の職業については，労務作業（46.1%），サービス業（8.3%）の順であり，無職は35.0%であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 更生保護施設退所者の在所期間別構成比

（令和元年度）



注 1 法務省保護局の資料による。
 2 応急の救護等（補導援護としての措置を含む。）及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか，任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等，国からの委託によらず，被保護者の申出に基づき，更生保護事業を営む者が任意に保護することをいう。）による者を含む。

更生保護施設では，生活技能訓練（SST），酒害・薬害教育等を取り入れるなど，処遇の強化に努めており，令和元年度においては，SSTが37施設，酒害・薬害教育が45施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また，適当な帰住先がなく，かつ，高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるが，出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について，一旦更生保護施設において受け入れ，福祉への移行準備及び社会生活に適應するための指導や助言を内容とする**特別処遇**が行われており，その役割を担うための施設（**指定更生保護施設**）が指定されている。令和元年度に特別処遇の対象となったのは1,885人（前年比34人（1.8%）増）で，2年4月1日現在，全国で74施設が指定更生保護施設に指定されている（法務省保護局の資料による。）。

このほか，薬物処遇に関する専門職員を配置して，薬物依存がある保護観察対象者等への依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）として指定されている施設が，令和2年4月1日現在，全国で25施設ある（法務省保護局の資料による。第7編第5章第3節2項（2）ア（ア）参照）。

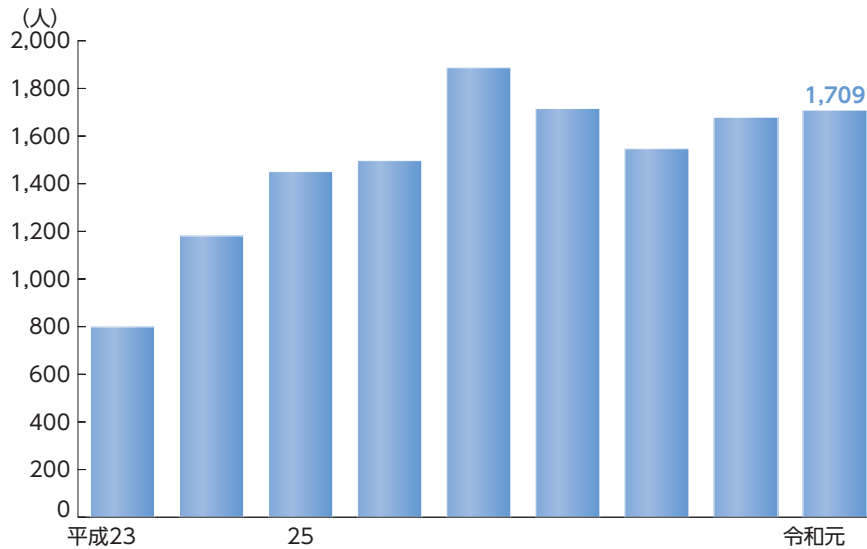
さらに，平成29年度からは，更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し，更生保護施設に通所させて，自立更生に向けた生活上の諸課題を解決するための生活相談に乗り，必要な指導や助言を行ったり，継続的に薬物処遇を受けさせたりする**フォローアップ事業**を更生保護施設に委託する取組が開始されている。令和元年度にフォローアップ事業の対象となった人員は252人で，その内容は，生活相談支援が226人，薬物依存からの回復プログラムが25人，薬物依存回復訓練が1人であった（法務省保護局の資料による。同事業における薬物処遇については，第7編第5章第3節2項（2）ア（ウ）参照）。

3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設だけでは定員に限界があることなどから、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施している。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和2年4月1日現在の登録事業者数は、432（前年同日比21（5.1%）増）となっている。制度が開始となった平成23年度以降の自立準備ホームへの委託実人員の推移は、**2-5-6-5図**のとおりである。令和元年度の委託実人員は、1,709人（うち薬物依存症リハビリテーション施設224人）であり、委託延べ人員は、13万4,154人（うち薬物依存症リハビリテーション施設2万2,443人）であった（法務省保護局の資料による。保護観察所と薬物依存症リハビリテーション施設の連携等については、第7編第5章第3節2項参照）。

2-5-6-5図 自立準備ホームへの委託実人員の推移

（平成23年度～令和元年度）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
2 前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

(1) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。犯罪・非行予防活動として、地域住民を対象に、子ども食堂の実施や子育て支援地域活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、保護観察対象者等を対象とした社会参加活動及び社会貢献活動の企画・実施に対する協力等が行われている。令和2年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,285団体、会員数は14万7,686人であった（法務省保護局の資料による。）。

(2) BBS会

BBS会は、非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和2年1月1日現在、BBS会の地区会数は461、会員数は4,935人であった（法務省保護局の資料による。）。

(3) 協力雇用主

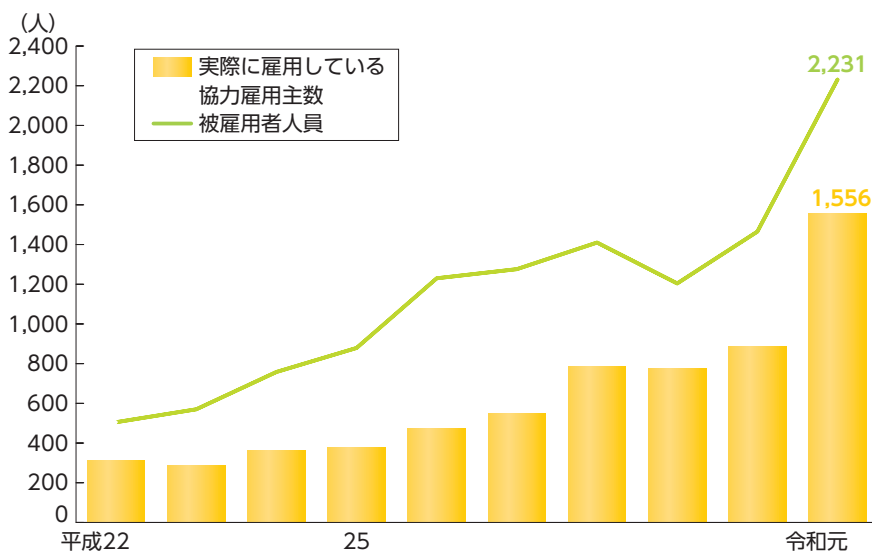
協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

平成31年4月1日現在における協力雇用主（個人・法人を合わせたものをいう。以下同じ。）は、2万2,472（前年同日比1,768（8.5%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（52.7%）を占め、次いで、サービス業（13.8%）、製造業（10.6%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-6図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。令和元年10月1日現在、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は1,556人となり、平成26年4月1日現在（472人）の3倍を超えた（協力雇用主数に関する数値目標等については、第5編第1章第3節参照）。

2-5-6-6図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移

（平成22年～令和元年）



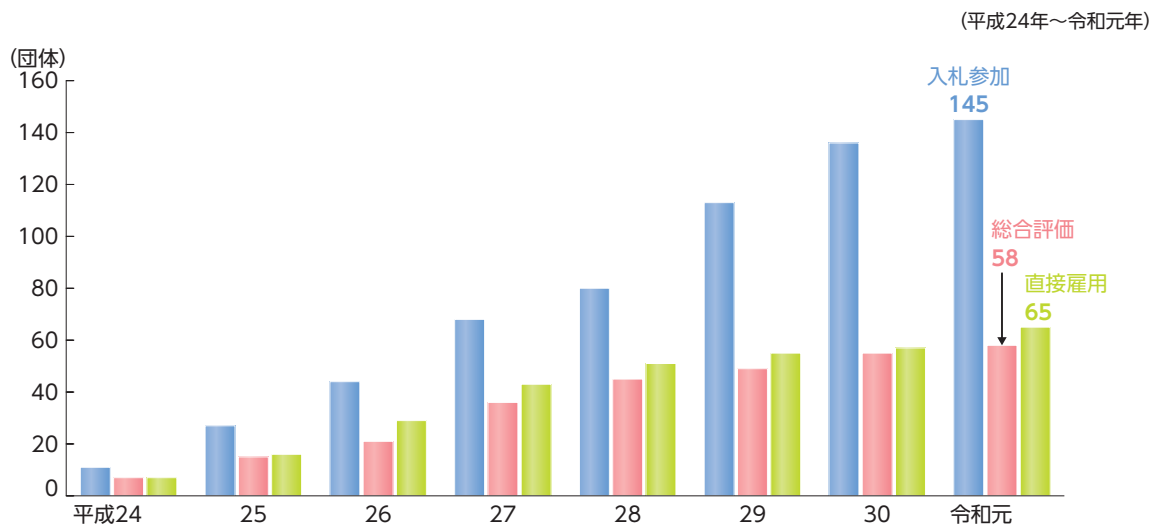
注 1 法務省保護局の資料による。

2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年は10月1日現在の数値である。

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、平成27年4月から、年間最大72万円（最長1年間）の**就労・職場定着奨励金**及び**就労継続奨励金**を支給する制度が実施されている。令和元年度に奨励金を適用した件数は、就労・職場定着奨励金が3,281件、就労継続奨励金が498件であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-7図は、地方公共団体における協力雇用主支援等の取組状況の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見たものである。保護観察対象者等を雇用した経験のある協力雇用主等に対し、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置を導入する地方公共団体が年々増加している。

2-5-6-7図 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組状況の推移（取組別）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、令和元年末現在において、各取組の実施の事実及び実施した年が確認された地方公共団体の数で作成した。
 3 「入札参加」は、入札参加資格審査において、「総合評価」は、総合評価落札方式において、それぞれ協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点し、優遇するものをいう。
 4 「直接雇用」は、地方公共団体が保護観察対象者の就労支援のため非常勤職員として一定期間雇用するものをいう。

5 更生保護協会等

各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（令和2年4月1日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。))は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

6 犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動として、地域社会での講演会、非行相談、非行問題を地域住民と考えるミニ集会等、住民が参加する様々な行事や、学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協会等が年間を通じて地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

また、犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントが実施されている。令和元年の「社会を明るくする運動」の行事参加人員は、約297万人であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。



第70回「社会を明るくする運動」広報用ポスター
【画像提供：法務省保護局】

第1節 刑事司法における国際的な取組の動向

国連においては、平成4年（1992年）に経済社会理事会の下に機能委員会として設置された**犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が、毎年会合を開いて犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定を行っているところ、我が国は設立当初から同委員会のメンバー国に選出されており、毎年の会合において積極的に関与している。

また、犯罪防止及び刑事司法の分野における国連最大規模の国際会議である**国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）**が、この分野に関する政策の提案、意見交換等を目的として、国連の主権により、昭和30年（1955年）から5年ごとに開催されている。

第14回コンGRESS（以下「**京都コンGRESS**」という。）は、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとして、令和2年（2020年）4月に京都で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催延期となり、新たな日程は、令和3年（2021年）3月7日から同月12日までの6日間に決定された。我が国は、京都コンGRESSの開催に当たり、オンライン会議システムを幅広く活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すべく、コンGRESSの事務局である**国連薬物・犯罪事務所（UNODC）**（第1編第3章第1節参照）等と協働し、引き続き、開催に向けた準備を進めている。国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）（本章第5節1項参照）も、企画・運営を担当する「再犯防止：リスクの特定とその解決策」をテーマとしたワークショップの準備を進めている。また、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」を全体テーマとして、国内外の若者が議論する**京都コンGRESS・ユースフォーラム**を京都コンGRESSに先立って開催する予定であったが、同様に開催延期となり、同年2月27日及び同月28日の2日間の日程で開催することとした。なお、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発を目指すために2030年までに実施すべき国際目標として、17の目標及び169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が定められており、上記のとおり、京都コンGRESS及び同ユースフォーラムの全体テーマとなっている。

1 国際組織犯罪対策及びテロ対策

（1）国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正して、国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する

13の国際条約について締結済みである。

(2) G7 / G8における取組

G7（日本、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア及びカナダの総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ／リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

2 マネー・ローンダリング対策

平成元年（1989年）にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）**は、平成2年（1990年）にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告（平成8年（1996年）及び平成15年（2003年）に改訂）を、平成13年（2001年）にテロ資金供与に関する8の特別勧告（平成16年（2004年）に改訂され、9の特別勧告となった。）をそれぞれ採択し、平成24年（2012年）には、従来の40の勧告及び9の特別勧告を統合・合理化する一方で、大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結の実施、法人・信託等に関する透明性の向上、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の温床となるリスクが高い分野における対策の重点化等を求める勧告（第4次改訂勧告）を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、金融庁が共同議長を務めるFATF関連部会で暗号資産に係る新たな規範の実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

国内においては、最近では、平成26年（2014年）、いわゆるマネロン・テロ資金対策関連三法が成立し、①公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号。いわゆるテロ資金提供処罰法）の改正（平成26年法律第113号）により、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定等が整備され、②犯罪収益移転防止法の改正（平成26年法律第117号）により、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等が定められたほか、③国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。いわゆる国際テロリスト財産凍結法）が制定され、国際テロリストとして公告又は指定された者に係る国内取引が規制されることとなった。

3 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成11年（1999年）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加、自然人に対する罰則強化、法人に

に対する公訴時効期間の延長等の改正がなされている。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）に同条約を締結した。

4 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの搜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。平成24年（2012年）、我が国は、同条約を締結した。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどした。

5 国際刑事裁判所

平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に、国際刑事裁判所の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任している。

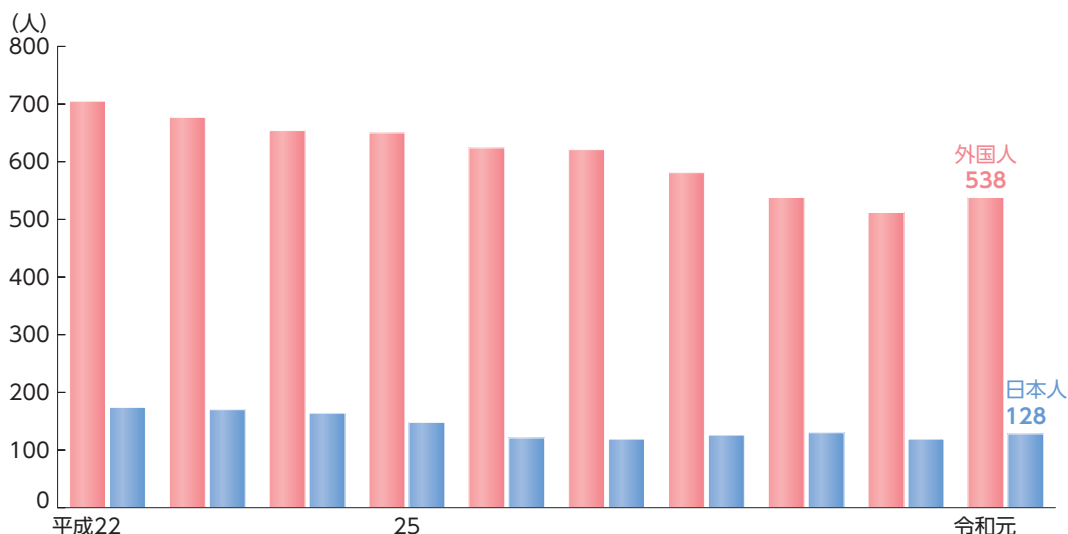
第2節 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及び国外に逃亡した可能性のある者の人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、**2-6-2-1図**のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移

（平成22年～令和元年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年12月31日現在のものである。
2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、**2-6-2-2表**のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する場合、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

（平成22年～令和元年）

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	3	1	－	3	2	－	－	2	－	－
外国に引き渡した逃亡犯罪人	－	1	1	1	1	1	－	1	2	5

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）及びロシア連邦（平成23年（2011年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

(平成22年～令和元年)

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
捜査共助等を要請した件数	9 (6)	10 (8)	17 (12)	17 (6)	17 (10)	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)
捜査共助等の要請を受託した件数	60 (39)	46 (34)	62 (37)	138 (101)	78 (60)	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)
捜査共助等の要請を受託した件数	40 (7)	55 (37)	98 (78)	76 (61)	62 (49)	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)

注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助等の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。

3 () 内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の嘱託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和元年（2019年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所又は在外領事等に対する刑事司法共助の嘱託はなく、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が15件、証拠調べが11件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPOの枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO 経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-2表**のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO 経由の国際協力件数の推移

(平成22年～令和元年)

① ICPO ルートによる捜査協力件数

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
捜査協力を要請した件数	429	412	504	473	371	318	294	327	445	424
捜査協力の要請を受けた件数	2,213	2,343	2,752	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545

② ICPO を通じた情報の発信・受信状況

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総 数	42,285	54,359	63,810	76,104	88,196	94,737	79,525	79,340	74,998	78,114
警察庁からの発信数	3,383	3,928	4,801	3,761	3,666	2,856	2,469	2,440	2,333	2,116
警察庁の受理数	28,767	39,684	46,354	58,561	67,098	72,368	56,130	55,338	51,486	54,858
国際手配書の受理数	10,135	10,747	12,655	13,782	17,432	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140

注 警察庁刑事局の資料による。

第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和元年（2019年）における我が国からの送出国別（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。なお、同年における我が国への受入移送はなかった（法務省矯正局の資料による。）。

2-6-4-1表 受刑者送出国別（執行国別、罪名別）

(令和元年)

執行国	人員	殺人	死体遺棄	強盗	逮捕監禁	窃盗	住居侵入	麻薬取締法	覚醒剤取締法	銃刀法	入管法	関税法
総数	41	4	1	4	1	3	3	3	35	1	1	35
韓国	3	2	1	2	1	2	1	-	-	1	1	-
タイ	2	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
ルーマニア	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
デンマーク	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
ラトビア	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
リトアニア	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
スウェーデン	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
英国	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	8
ポルトガル	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3
ドイツ	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4
カナダ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
米国	11	-	-	-	-	-	-	1	11	-	-	11
ポリビア	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1
ブラジル	2	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

(1) アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA：Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators）は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回（昭和58年（1983年）、平成7年（1995年）及び平成23年（2011年））にわたり会議を主催している。令和元年（2019年）9月にモンゴルで開催された第39回会議には、アジア太平洋地域の25の国・地域が参加し、テクノロジーの活用、物質乱用者等の処遇、非拘禁刑、少年・若年犯罪者等に関する報告・討議が行われた。

(2) 世界保護観察会議

世界保護観察会議 (World Congress on Probation) は、社会内処遇の発展や、国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国で平成29年(2017年)9月に開催された第3回会議に引き続き、第4回会議が、令和元年(2019年)9月、「犯罪者の社会内処遇に対する市民の信頼を確立する」をテーマにオーストラリアで開催され、世界23の国・地域が参加した。

第5節 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年(1962年)に設置された、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関 (PNI: United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network Institutes) の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営され、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めている。

UNAFEI では、毎年、国際研修(年2回)と国際高官セミナー(年1回)を実施しており、令和2年度(2020年度)は、再犯防止に関するテーマを掲げて実施する予定である。また、汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」も毎年実施している。これらの研修・セミナーには、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等や、我が国の刑事司法関係者が参加している。

このほか、世界各国や国連等の要請を受け、特定の国・地域を対象とする研修や共同研究等を実施しており、現在は、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー及びカンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。

UNAFEI の研修に参加した刑事司法関係者(日本人を含む)は、139の国・地域から、6,000人以上となっている(令和2年(2020年)6月現在)。

また、UNAFEI は、PNIの一員として、毎回ミッションやコンGRES(本章第1節参照)に出席しているほか、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力し、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進にも努めている。



UNAFEI の研修
【写真提供：UNAFEI】

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、職員の派遣、支援対象国の関係者の研修等の支援活動を活発に展開している。我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等の主としてアジア諸国に対して支援を行ってきている。支援の内容としては、民商事法分野のものが中心であるが、刑事法分野でも、ベトナム、ラオス、東ティモール、ネパール、ミャンマー等に対する支援を実施している。令和元年（2019年）からは、JICAと協力し、スリランカに対する刑事司法実務改善のための支援を開始し、令和2年（2020年）1月に、我が国の刑事司法実務を紹介する研修を国内で実施した。

3 矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、毎年、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及びUNAFEI等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特異性に対応する技術等について議論がなされた。